

意匠審査の実務及び手続の手引

発行元：特許意匠商標長官室

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

知的財産課編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

内容

目次	ページ番号
序文	3
第1章－はじめに	5
第2章－重要な定義	7
第3章－意匠の出願	10
第4章－意匠の審査及び登録	22
第5章－特許庁公報	31
第6章－登録意匠の盗用及びその結果	32
第7章－登録後の手続	34
第8章－権利の移転	41
第9章－一般業務	43
第10章－政府による登録意匠の使用及び取得	46
第11章－長官の一般的権限	47
第12章－証拠等	50
第13章－契約等における制限条件	54
第14章－上訴	56
第15章－販売による引渡し前の要件	57
第16章－各期限	59
付属書	
I. 重要な判例	61
II. 表示用紙における見本の新規性の陳述及び権利の部分放棄	79

序文

本マニュアルは、公衆及び意匠登録制度の利用者に、意匠出願及びその他の関連手続の処理に関するインド特許庁の意匠部門における実務及び手続に関する詳細な情報を提供することを目的としている。本マニュアルの主目的は、意匠部門における手続を能率的にし、且つ、かかる制度の透明性及び効率性を高めることにある。また、本マニュアルは、2000年意匠法及び、2008年に改正された2001年意匠規則の規定に基づき作成されている。

マニュアルは、出願から登録及び登録後の手続までの一連の順序に従って作成されている。該当する条番号及び規則番号は、右の欄に記載されている。インド及びその他の国の裁判所による判決に関しては、理解を深めるために、付属文書で言及している。

現在、意匠部門はシステムの完全な自動化への移行段階にあり、近々すべての手続について電子的処理が可能になるものと思われる。これにより、出願の状態、意匠登録、及び提出された書類等に関する情報がオンライン上で入手可能となる。意匠登録の願書及びその他の書類の電子的提出も近く導入される予定である。

意匠出願の90%が、方式違反のみにより、審査時点において拒絶されている。新規性及び独創性等の実体的な理由により拒絶された意匠出願はごく僅かである。かかる方式上の拒絶理由の通知及びその解消には少なくとも4～5ヶ月間かかるために、出願の処理に遅延が生じている。このように出願が不完全な形で行われることは、法の定める出願手続が正確に理解されていないことによる可能性がある。本マニュアルは、利害関係者に出願手続の所要の理解をもたらすことが期待されている。意匠部門は、2011年4月以降、正確に提出された意匠出願をその出願日から3月以内に登録することを期待している。

本マニュアルは、職員及び出願人の双方に、意匠出願における正確な手続に関する一定の理解をもたらし、よって、現状の登録の遅延を減少させるものである。

本マニュアルは規則の制定を定めたものでないため、法律の効力を有するものではない。本マニュアルに記載された見解は、意匠出願の登録可能性に関する限り、それ自体で根拠となるものではない。しかしながら、本マニュアルで説明される手続的側面は、意匠制度に係る職員及び利用者を拘束する。本マニュアルを指針とみなすことは認めら

れるが、意匠法及び意匠規則の解釈とみなすべきではなく、且つ、かかる目的で引用してはならない。

本マニュアルは、重要な判例、決定及び実務における変更を反映し、誤りがある場合にはそれを修正するために、定期的に更新される。マニュアルを改善するための提案があれば、是非お知らせ頂きたい。

(P H Kurian)
特許意匠商標長官

第1章

はじめに

1. インドにおいて産業意匠の保護を最初に制定した法律は、1872 年特許意匠保護法である。同法は、発明者に排他的特権を付与するためにインド総督により可決された 1859 年法を補完し、産業意匠に対する追加的な保護を規定するものであった。1872 年法には、「新規性及び独自性のある模様若しくはデザイン、又はかかる模様若しくはデザインの何らかの製品若しくは物質への適用」という文言が含まれた。
2. 1888 年発明・意匠法は、発明及び意匠の保護に関する法律を再度制定し、意匠に関する規定を個別に定めるものであった。
3. 1911 年に制定された特許意匠法もまた、産業意匠の保護を規定するものであった。
4. 1970 年特許法は、特許に関連する規定に限り、1911 年特許意匠法を廃止した。しかしながら、意匠に関する規定は廃止されず、引き続き意匠法として存続した。インドは、1995 年に「加盟国」として WTO に加入した。その結果、インドの意匠法を TRIPS に適合させるために、1911 年特許意匠法は廃止され、2000 年意匠法が制定された。2000 年意匠法に定める「意匠」の定義は、1911 法に定めるものとほぼ同一である。しかしながら、1911 年法に基づく新規性がインド国内を基準に判断されていたのに対して、2000 年意匠法に基づく新規性は全世界を基準として判断されている。また、1911 年法の分類体系が物品の材料特性に基づいて定められていたのに対して、2001 年意匠規則及びその 2008 年改正においてはロカルノ分類制度に基づく詳細な分類が定められている。
5. 意匠法及び意匠規則は、デリー、ムンバイ、チェンナイ及びコルカタに所在する 4 つの特許庁のいずれかに意匠出願を提出できることを定めている。しかしながら、意匠出願の審査はコルカタ特許庁のみにおいて行われている。4 つの特許庁のいずれにおいても出願を可能とした後も、意匠出願数は 2004 年～2005 年の約 4000 件からは 2009 年～2010 年の約 6700 件に増加したのみである。このことは、産業部門における急速な発展や国内における意匠に係る教育の拡大とは無関係である。意匠出願数の伸び悩みは、特に出願手続に関する理解の欠如及び登録による利益を知らな

いことによるものであると思われる。一般的に創作者は、意匠登録を長期に及び、且つ、時間も費用もかかるものと感じているようだが、実際はその逆である。本マニュアルはこのような誤解を解くことを目的としている。また、簡単な登録手続及び登録の利益に関して利害関係者に関心を持たせることも意図している。

6. 主な定義の一部は第 2 章で説明されている。
7. 第 3 章から第 5 章では、意匠出願の提出、審査、登録及び特許庁公報における意匠の公告について説明している。
8. 第 6 章から第 8 章では、所有者の権利、意匠権の延長、意匠権の回復、意匠権の移転、並びに意匠の取消及び更正等の登録付与後手続が説明されている。
9. 第 9 章は、意匠部門の提供する一般業務を説明している。
10. 第 10 章は、政府による登録意匠の使用及び取得に関する規定を説明している。
11. 第 11 章及び第 12 章は、長官の権限及び職務、並びに証拠に係る手続に関する説明を行っている。
12. 第 13 章は、契約における制限条件に関する規定を説明している。
13. 第 14 章及び第 15 章は、上訴及び販売による引渡し前の要件に関連する規定を説明している。
14. 第 16 章は、意匠法及び意匠規則に定める各期限を示している。
15. 意匠法に基づき職務を遂行する担当官には法的権限が付与されている。同担当官にはさらに意匠法に基づく自由裁量権が認められているが、この裁量権は適切に行使することが求められる。登録可能性に関連する限りにおいて、検討中の事項を本マニュアルの内容にのみ基づいて判断してはならない。意匠法、意匠規則及び判例に基づく裁判所の決定を考慮に入れなければならない。しかしながら、手続に関連する限りにおいては、意匠部門の全担当官は本マニュアルに定める手続に従うものとする。

第2章

重要な定義

02.01	概要	
	本マニュアルの理解を深める上で、本マニュアルの利用者が法又は規則の定める一定の用語を明確に理解する必要がある可能性がある。重要な定義の一部は次に掲げる通りである。	
02.02	定義	
02.02.01	長官	
	「長官」とは、2000 年意匠法第 3 条(1)に掲げた特許意匠商標長官 (Controller-General of Patents, Designs and Trade Marks)を意味する。長官というときは、法第 3 条(3)に従って長官の職務を履行する幹部職員を含むものと解釈される。 特許意匠商標長官室はムンバイにある。 特許意匠商標長官は、1999 年商標法第 3 条に基づき、インド政府により任命される。当該任命された者は、2000 年意匠法の適用上、意匠長官となる。 インド中央政府はまた、特許意匠商標長官の監督指揮の下に、長官が随時書面による一般又は特別の命令によって履行することを認める意匠法に基づく長官の職務を履行するその他の幹部職員を任命することもできる。 特許・意匠審査には、意匠法の規定に基づいて、意匠出願を審査する権限が与えられている。特許意匠商標長官は、特許・意匠の監督官、副長官及び共同監督官に意匠法に基づく長官の職務を履行する権限を付与することができる。	法第 2 条 (b)及び第 3 条(1) 1999 年商標法第 3 条

02.02.02	物品	
	「物品」とは、何らかの製品又は物質であって、人工のもの、又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し、かつ、製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。	法第 2 条(a)
02.02.03	意匠権	
	「意匠権」(copyright)とは、意匠が登録されている区分における物品に当該意匠を適用する排他的権利を意味する。	法第 2 条(c)
02.02.04	意匠	
	「意匠」とは、手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段により、2 次元若しくは 3 次元又はその双方の形態かを問わず、物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず、商標、インド刑法第 479 条において定義された財産標章、又は 1957 年著作権法第 2 条(c)において定義された芸術的作品も含まない。	法第 2 条(d)
02.02.05	法律上の代表者	
	「法律上の代表者」とは、故人の遺産の法律上の代表者を意味する。	法第 2 条(f)
02.02.06	独自性のある	
	「独自性のある」とは、意匠に関して、当該意匠の創作者を起源とすることを意味し、それ自体が古くてもそれらの使用については新規である意匠を含む。	法第 2 条(g)
02.02.07	特許庁	
	「特許庁」とは、1970 年特許法第 74 条にいう特許庁を意味する。 インドの特許庁は、デリー、ムンバイ、コルカタ及びチェンナイの 4 ヶ所に所在する。しかしな	第 2 条(h)

	がら、意匠部門はコルカタ支庁にのみ設置されている。したがって、コルカタ以外の 3 庁で受領された意匠に関する書類はコルカタ支庁に送付される。インドに独立した意匠庁はないことに留意いただきたい。	
02.02.08	新規性のある又は独自性のある意匠の所有者	
	a. 意匠の創作者が、適正な報酬を得て他人のために職務を遂行する場合は、当該意匠の実施の受益者である当該他人 b. 何人かが他人から、排他的か否かを問わず、意匠又は意匠を物品に適用する権利を取得する場合は、当該意匠又は当該権利についてそれを取得した範囲における当該意匠又は当該権利の取得者 c. その他の場合は、意匠の創作者。また、意匠権又は意匠適用権が原所有者から他人に譲渡されている場合は、当該他人を含む。	法第 2 条(j)
02.02.09	相互主義出願	
	a. 「相互主義出願」とは、意匠法第 44 条に基づくインドにおける出願を意味する。 b. 条約国若しくは国家群、又は政府間機関の構成国である国のいずれかにおいて意匠保護を出願した者は、優先日から 6 月以内は、インドにおいて同一の意匠につき登録出願をすることができる。かかる出願は、相互主義出願と呼ばれている。	
02.02.10	組物	
	「組物」とは、同一の一般的特性を有し、通常一緒に販売されており、又は一緒に使用されることを意図した多数の物品であって、その特性を変更するのに十分でないか又は実質的にその同一性に影響を及ぼさない変更態様を有するか否かを問わず、全て同一の意匠を有するものを意味する。	規則 2(e)

第3章

意匠の出願

03.01	概要	
	正確に記載された願書及び適切な見本は、意匠出願の効率的な審査には極めて重要である。意匠出願の 90%が、方式違反により拒絶されている。新規性及び独自性等の実体的な理由により拒絶された意匠出願はごく僅かである。かかる方式上の拒絶理由に対する答弁書を提出するために、代理人／法曹専門家が期限の延長を請求することにより、さらに 4～5 ヶ月間の遅延が生じている。したがって、意匠出願に関する書類は相当の注意をもって作成することが求められる。これにより、登録に要する時間が大幅に削減できる。特許庁の意匠部門は、2011 年 4 月以降、登録性に係る実体的基準を満たす正確な出願については、その出願日から 1 月以内に登録することを公約している。	
03.02	出願場所	
	意匠登録の出願は、CP-2, Sector-V, Salt Lake, Kolkata – 700091 の特許庁、意匠長官宛にされなければならない。 (E メール : controllerdesign.ipo@nic.in)	法第 5 条(2)、第 3 条(3)及び第 3 条(4)
03.03	出願の種類	
	a. <u>通常出願</u> 通常出願は優先権の主張を伴わない。 b. <u>相互主義出願</u> 相互主義出願では、先に条約国においてされた出願に関して優先権が主張される。この出願は、条約国における出願日から 6 月以内にインドにおいて出願をすることを要する。この 6 月の期間を延長することはできない。	法第 5 条及び第 44 条
03.04	出願人	

	新規性又は独自性のある意匠の所有者であると主張をする者は、登録の出願をすることができる。かかる所有者は、インド又は条約国の者であることを問わない。 次に掲げる者は、所有者となることができる。 a. 意匠の創作者 b. 意匠の取得者 c. 創作者が代わって意匠の創作を行った者 d. 意匠の譲受人	第 5 条(1)及び第 2 条(1)
03.05	出願人の代替又は共同出願	
	a. 次に掲げる要件が満たされる場合には、出願された意匠について、出願人の名称の代替又は共同して異議申立をすることができる。 i. 当該意匠の登録前に代替が請求されていること ii. 異議申立人の権利が次に掲げる方法のみにより生じること I. 譲渡 II. 出願人若しくは複数の出願人の 1 人によりされた書面による契約、又は III. 法律の適用 iii. 審査中の意匠が、登録出願番号への言及により、当該譲渡証書又は契約において明確に特定されていること iv. 当該意匠に係る異議申立人の権利が、裁判所の判決により最終的に確定されていること b. 出願人の代替は、様式 2 により、所定の手数料を添えて行わなければならない。上記の要件が満たされており、且つ、当該意匠の登録により、異議申立人が当該意匠に係る権利を受けると長官が認める場合には、長官は、場合に応じて、次に掲げる者の名義で、当該出願を処理すべき旨を命令することができる。	法第 8 条 様式 2

	i. 当該異議申立人の名義、又は ii. 当該異議申立人及び出願人又は共同出願人の名義。 c. しかしながら、共同出願の場合、他の出願人の同意のある場合を除き、長官はかかる命令を一切発することができない。 d. 2人以上の意匠登録共同出願人のうち1人が当該意匠の登録前のいずれかの時に死亡した場合は、1人又は2人以上の生存者は出願人の代替を請求することができ、長官は、当該出願を生存者のみの名義で処理すべき旨を命令することができる。しかしながら、故人の法律上の代表者の同意が得られていない場合には、かかる命令は一切発することができない。 e. 出願を処理すべきか否か又は処理すべき方法について意匠登録の共同出願人の間で紛争が生じたときは、いずれの当事者も申請を行うことができる。長官は、1人以上の当事者のみの名義での出願の処理を可能にするため又はその処理の方法を規制するため、又は場合に応じてそれら双方の目的で、適当と認める命令を発することができる。しかしながら、長官は、全当事者に聴聞を受ける機会を与えた後でなければかかる命令を一切発することができない。	
03.06	出願	
	意匠登録の出願／申請、意匠権の延長、登録の取消、及び登録簿の更正は、4つの特許庁のいずれに対しても申請することができる。しかしながら、デリー、ムンバイ及びチェンナイに所在する特許庁は、当該出願をその処理及び手続のためにコルカタの特許庁に送達する。	
03.06.01	電子出願	
	意匠出願及びその他すべての書類を電子的に提出するための設備は近く利用可能となる予定	

	である。	
03.06.02	出願の内容	
03.06.02.01	願書の様式	
	a. 意匠出願は、様式 1 により、氏名、住所、国籍、物品の名称、区分番号及び<u>インドにおける送達宛先</u>を記載の上、所定の手数料を添えて行われる。外国出願人もまた、インドにおける送達宛先を記載することが求められている。かかる送達宛先をインドにおける自己の代理人の住所とすることもできる。外国出願人の場合、インドにおける送達宛先を記載することは義務である。かかる住所が記載されていない場合、特許庁は当該出願を処理しない。 b. 当該物品が属する区分は、様式 1 に正確に記載されなければならない。2001 年意匠規則において、物品については、第 3 附則にロカルノ分類に基づく分類が定められている。1 以上の区分につき意匠を登録するには、各区分について個別に出願をすることが求められている。 c. 願書は、出願人又は出願人の正当な権限の付与された代理人／法律上の代表者のいずれかにより署名されなければならない。インドでは、登録特許代理人又は法曹専門家のみが、正当な権限の付与された代理人として任命されることができる。 d. 出願人が、当該区分とは異なる区分の物品につき、登録意匠権を有する場合には、かかる登録意匠及びその登録番号を様式 1 に記載しなければならない。	法第 5 条、第 6 条、第 43 条及び第 44 条 規則 4、規則 9 及び規則 10 様式 1 及び様式 21 第 3 附則
03.06.02.02	意匠の表示	
	意匠を表示するものの写し 2 通を提出しなければならない。表示に関する詳細な要件は、02.05.02.05 で説明されている。	法第 11 条 規則 14
03.06.02.03	委任状	

	a. 意匠出願の願書は、出願人自ら又は特許代理人／法曹専門家を通して、提出することができる。当該願書が、特許代理人／法曹専門家を通して提出される場合は、当該願書と共に委任状を提出しなければならない。包括的委任状も認められている。 b. すべての登録特許代理人の名称及び住所が記載された特許代理人登録簿は www.ipindia.nic.in 上で入手可能である。 c. 多数の願書が、委任状を添付しないで、代理人／法曹専門家により提出されている。かかる不備は出願の処理に不当な遅延を生じ、出願人に不必要な損害を及ぼす可能性がある。願書と共に提出しなかった場合、当該委任状は、出願日から 1 月以内に提出しなければならない。	法第 43 条 規則 9 様式 21
03.06.02.04	優先権書類	
	相互主義出願には条約国で提出された意匠出願の願書の写しを添付しなければならない。かかる写しは、その提出先の特許庁長官又は機関の長により適法に認証されていなければならない。 優先権書類が願書と共に提出されていない場合には、当該優先権書類は、3 月の延長期間内に提出することができる。かかる期間の延長は、様式 18 により、所定の手数料を添えて請求することができる。	法第 44 条 規則 2(d)及び 15 様式 18
03.06.02.05	表示用紙	
	a. 物品の表示用紙は相当の注意をもって作成し、願書と共に 2 通提出しなければならない。意匠規則は、表示の写しを 4 通、願書と共に提出することを義務付けている。しかしながら、記録は電子化され、且つ、電子的に処理されることから、表示用紙の写しは 2 通で十分である。 b. 表示とは、登録の請求対象である物品の正確な表示を意味する。表示は、2 枚以上にわたってもよい。	規則 11、14 及び 12

	c. 表示とは、当該意匠と完全に同一の図面、写真、トレーシング、又はコンピュータグラフィックスを含むその他の表示とする。長官は、審査時に物品の見本を提出するよう求めることが稀にある。 d. 写真は、ホッチキスの針やセロテープなどといった方法によらず、強い接着剤でのみしっかりと表示用紙に張り付けなければならない。写真を表示用紙に添付する場合は、デジタル化を可能とするために、表示用紙のうちの1通はセロハン又はトレーシングペーパーで覆ってはならない。 e. 意匠の各表示は、A4 サイズの丈夫な用紙(210mm×296.9mm) (ただし厚紙ではない)の片面上のみに掲載しなければならない。 f. 図は、当該用紙上に垂直位置に配置しなければならない。各図は明確に(例えば、透視図、正面図、側面図と)表示しなければならない。 g. 意匠を組物に適用しようとするときは、表示は、当該意匠を当該組物に含まれる物品に適用しようとする各種取合せを示さなければならない。 h. 意匠が組物に適用される出願の場合は、所定の物品が組物を構成するか否かは、長官がこれを決定する。 i. 生存者の名称又は表示が意匠上に示される場合は、当該出願書と共に前記生存者からの同意を提出する。故人の場合は、当該個人の法律上の代表者の同意書を提出する。かかる同意書が提出されない場合、当該出願は特許庁により拒絶され、結果的に登録の遅延につながる可能性があることに留意いただきたい。表示に架空の人物の画像又は名称が含まれる場合は、その事実を表示用紙上の宣言部分において言及することができる。 j. 機械作用、商標、語句、文字、又は数字に関	
--	---	--

	する新規性及び権利の部分放棄（ある場合）の陳述は、各表示用紙に記入しなければならない。見本に関する陳述については、付属書 II を参照。 k. 繰返し表面模様から構成される意匠の各表示は、完全な模様並びに長さ及び幅で当該繰返しの十分な部分を示し、かつ、寸法は少なくとも縦 15.00cm¹、横 10.00cm でなければならない。 l. 出願人の名称は、表示用紙の左上隅に記載しなければならない。 m. 表示用紙の枚数及びその番号は表示用紙の右上隅にアラビア数字で記載しなければならない。 n. 表示用紙は、出願人／代理人により署名され、且つ、日付の記載がされなければならない。 o. 記述事項又は構成要素を示す事項を参照符号／番号により記載してはならない。 p. 表示用紙に断面図を記載してはならない。 q. 表示用紙に寸法図又は技術記号を使用してはならない。表示用紙は、物品の製品図面とはみなされない。関連性のある要素は、物品の計上であり、大きさではない。 r. 商標、語句、文字又は数字が意匠に不可欠なものでない場合は、それらは表示又は見本から取り除かなければならない。それらが意匠に不可欠なものである場合は、それらの排他的使用の権利を部分放棄する文言を挿入しなければならない。 s. 意匠とは無関係のもの又は背景を表示用紙に示してはならない。当該意匠が表示用紙において視覚的に明確に認識できる限りにおいて、背景は存在しないものとみなされる。 t. 表示用紙において、保護が請求されていない	
--	--	--

¹ 訳注：インド意匠規則 14 項では「13.00 c m」となっていますが、本手引き原文のとおり
の記載をさせていただいています。

	物品の構成要素を示すために破線を使うことはできる。破線は、意匠権の請求されていない要素を特定するものである。この場合、保護の請求されている意匠の特徴は実線で示さなければならない。 例えば、物品上の装飾又は表面模様については意匠登録をすることができる。この場合、表示用紙ではクレームされた装飾又は表面模様を実線で記し、物品のその他の部分については破線で記載するものとする。 u. 物品に適用された色彩の組合せが当該意匠の不可欠な要素である場合、当該色彩の組合せは表示用紙に明確に記載しなければならない。 v. 保護を求める意匠の特徴のみを強調するために、白黒の図面に着色をすることができる。この場合、新規性の陳述に、クレームは着色された部分に限定して行われており、且つ、かかる着色による色彩は当該意匠の一部を構成するものではないことを明確に記載しなければならない。 w. 通常、表示用紙は、図面、図形又は写真等の、一の形式により作成されるものとする。しかしながら、請求をより明確にするために、出願人が希望する場合には、表示用紙を異なる複数の形式により作成することもできる。 x. 出願人は、意匠の視覚化及び当該意匠とその新規性を喪失させる可能性のある先行技術との識別に関して審査官が定める要件を念頭に入れなければならない。表示用紙において求められる図の数は、この要件を考慮した上で決定される。	
03.06.02.06	意匠の分類	
	a. 意匠の登録上、物品は 2001 年意匠規則第 3 附則に定める、31 の区分及びその他を含む区分 99 に分類されている。	法第 5 条(3) 規則 10 及び 11 第 3 附則

	b. 適切な区分を、第 3 附則を参照の上、明確に特定し、様式 1 に記載しなければならない。区分が不明確である場合には、長官は、必要に応じて、出願人と相談の上、適切な区分を決定することができる。 c. 意匠出願が、複数の有用性を持つ物品につき行われた場合は、物品の一以上の有用性を詳述することにより出願することができる。例えば、懐中電灯付のペンの場合、出願人は自由に、ペン、懐中電灯若しくはペン型懐中電灯に係る区分で出願をすることができ、又はより良い保護を受けるために異なる区分において 2 つの出願をすることもできる。 d. 第 3 附則に定める物品の分類は、ロカルノ協定による産業意匠の国際分類に基づいている。しかしながらインドは同協定の加盟国ではない。 e. 通常、物品の名称は、取引又は産業において一般的又はよく知られているものでなければならない。物品の名称が一般的なものでない場合には、出願人は、様式 1 及び表示用紙に当該物品の使用目的を記載し、特許庁が分類を正確に判断し、容易に調査できるようにしなければならない。物品を正確に記載する上で不備があった場合には、当該出願は特許庁により拒絶され、2～3 ヶ月の遅延が生ずる可能性がある。	
03.06.03	送達宛先	
	a. 法又は規則による手続に係る者は何人も、<u>インドにおける送達宛先</u>を提供するものとする。 b. 意匠登録前の送達宛先の変更は、規則 46 に基づく補正申請及び所定の手数料の納付と共に、様式 1 を新たに提出することにより、行うことができる。	規則 4、31 及び 46 様式 22

	c. 登録意匠に係る送達宛先の変更は、様式 22 の提出及び所定の手数料の納付により行うことができる。 注：(b)及び(c)に掲げる場合の送達宛先の変更が代理人／法曹専門家の変更によるものである場合には、当該代理人／法曹専門家のために正当に作成された委任状を当該補正申請と共に提出しなければならない。この要件を遵守しない場合には不当な遅延が生じる可能性がある。 d. 送達宛先は、あらゆる目的において、当該人物の実際の住所として扱われる。 e. 送達宛先が届出られない場合、長官は出願を処理しない。 f. 送達宛先には代理人／出願人の E メールが含まれる。	
03.07	書類の提出及び送達	
	a. 願書及びその他の関連書類は、手渡し又は長官宛の書状によって送付することができる。当該書状は、郵便、宅配便、又は認証を得た電子送信によって送付することができる。 b. 認証を得ていない電子送信の場合には、当該送信の日から 15 日以内に、正式に署名され又は作成された書類を提出しなければならない。しかしながら、書類の提出日は手数料が正式に納付された日とされる。手数料を伴わない書類はすべて、FAX 又は署名済みの書類をスキャンした写しを添付した E メールにより送付することができる。 c. 書類が郵便又は認証を得た電子送信により送付された場合、当該書類は、当該書類の同封された書状が通常の経路により配達されるべき時点で提出されたものとみなされる。前記送付を立証するに当たっては、当該書状が宛先記入の上、投函されたことを立証すれば、十分とする。 d. 次に掲げる書類は、所定の手数料を添えて、	規則 3

	4 つの特許庁のいずれにも提出することができる。 i. 意匠登録出願 ii. 意匠権の期間延長申請 iii. 意匠登録の取消申請 iv. 意匠登録簿の更正申請 しかしながら、上記の事項に関連する書類で追加的に提出するものはすべて、コルカタの特許庁にのみ提出するものとする。	
03.08	手数料	
	a. ある事項について支払われるべき手数料は、2001 年意匠規則の第 1 附則に定められている。 b. これらの規則に基づいて納付すべき手数料は、現金又は電子的方法によるか、または特許庁の住所の指定銀行から引き出すことの出来る長官を名宛人にした銀行為替手形又は小切手を送付することで納付することができる。 c. 印紙及びインドの郵便為替は認められていない。 d. 書類について必要とされる手数料に関しては、手数料をすべて一括して同書類の提出と同時に納付しなければならない。 e. 一旦、手続のための手数料が納付された場合、当該手続が行なわれるか否かにかかわらず、通常、返還はされない。	規則 5 第 1 附則
03.09	出願の初期処理	
	a. 出願を受領した場合、特許庁は、当該出願に日付及び出願番号を付与す。当該出願番号は、意匠の登録後は、当該意匠の登録番号となる。 b. FAX により受領した表示用紙など、視覚化（可視化）できない形式による表示用紙の場合には、出願番号は付されない。かかる出願は、基本的な要件が満たされていないことを理由に、郵便又は受付で直接、手数料と共に返却され	

	る。出願人／代理人はかかる基本的な要件を満たすために相当の注意を払わなければならない。 c. 出願番号、日付及び住所の記載された金銭受取書は、場合に応じて、受付カウンターで手渡し又は郵便により送達宛先に送付される。 d. チェンナイ、ムンバイ又はデリーに所在する特許庁において、受付で又は郵便により受領された願書は、1 週間以内にコルカタ特許庁に送付される。 e. すべての願書及びその他の書類は、コルカタ特許庁の意匠部門において電子化及び証明がされ、サーバにアップロードされる。 f. その後、書類は公式記録のために保管される。	
--	--	--

第4章

意匠の審査及び登録

04.01	審査	
	意匠長官は、2000 年意匠法及び 2001 年意匠規則の規定に基づき、当該意匠登録出願が次に掲げる要件を満たしているかに関して、意匠審査官に付託する。 a. 当該出願及び書類が方式上の要件を満たしているか b. 物品に適用された当該意匠は登録可能であるか。	法第 5 条(1)
04.02	方式審査	
	審査官は次に掲げる事項に関して判断を行う。 a. 当該願書が所定の様式により提出されているか。 b. 所定の手数料が納付されているか。 c. 出願人の名称、住所及び国籍が記載されているか。 d. 送達宛先が願書の様式に記載されているか。 e. 所有者であることの宣言が願書の様式において行われているか。 f. 表示用紙が規 14 に定める方法に従って作成されているか。 g. 該当する場合には、委任状が提出されているか。 h. 相互主義出願の場合、 I. 願書が所定の間に提出されたか II. 優先権書類が出願時点において提出されたか。提出されていない場合、当該優先権書類が、延長可能期間である 3 月以内に所定の様式により、所定の手数料の納付と併せて、提出されたか。 III. 願書が同一の出願人により提出された	

	か。同一の出願人によらない場合には、譲渡証書が提出されているか。 当該願書に(g)に関する不備が認められた場合、審査官はかかる不備について長官に報告し、長官は出願人に拒絶理由通知書を送付する。かかる出願については、拒絶理由が解消された場合にのみ、実体審査が行われる。 出願人は、拒絶理由通知書の送付日から 3 月以内に不備を解消すること、又は当該拒絶理由に対して答弁書を提出することもできるが、このいずれも行わなかった場合、当該出願は取り下げられたものとして扱われる。 出願人が当該拒絶理由に対して反論を望む場合、当該出願人は理由を明確に示し、当該拒絶理由に対して答弁することができる。当該答弁後、長官は聴聞を開き、それにしたがって当該事項は判断される。出願人に不利な決定が行われた場合、長官は理由付命令を発する。 上記のことを考慮すると、出願人／代理人は方式上の要件を遵守するために相当の注意を払わなければならない。	
04.03	実体審査	
	実体審査は、審査中の意匠に関して次に掲げる事項を判断するために行われる。 a. 法に定める「意匠」であるか。 b. 新規性又は独自性をもつか。 c. 公序良俗に反していないか d. インドの安全保障上有害でないか。	法第 2 条(d)、第 2 条(g)、第 5 条(1)及び第 46 条
04.03.01	意匠	
	意匠とは、 a. 物品に適用される線又は色彩の形状、輪郭、模様、装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるもので、 b. 2 次元若しくは 3 次元又はその双方の形態かを問わず、	法第 2 条(d) 1999 年商標法第 2 条 (zb) 1860 年インド刑法第 479 条 1999 年著作権法第 2 条 (c)

	c. 手工芸的、機械的、若しくは化学的の如何を問わず、又は分離若しくは結合の如何を問わず、工業的方法又は手段となることができ、 d. 実質的に単なる機械装置、又は構造の態様若しくは原理でないものをいう。 e. また、次に掲げるものは含まない。 i. 1999 年商標法第 2 条(zb)において定義された商標 ii. 1860 年インド刑法第 479 条において定義された財産標章 iii. 1957 年著作権法第 2 条(c)において定義された芸術的作品 [(i) 絵画、彫刻、図面（図形、地図、図表又は略図を含む）、版画、又は写真を含み、かかる著作物が芸術性を有するか否かを問わない (ii) 建築の著作物、すなわち、芸術性若しくは意匠を有する建物若しくは建造物、又はかかる建物若しくは建造物の模型 (iii) 美術工芸品] f. 登録できない意匠を示した一覧は次の通りである。 i. 本の装丁、カレンダー、証明書、様式及び書類 ii. ドレス作りの型、グリーティングカード、ちらし、地図及びプランカード(plan card) iii. 絵葉書、切手及びメダル iv. ラベル、記念品、カード及び漫画 g. 「意匠を構成するもの」に関する重要な判例法は、付属書 1 に記載されている。	
04.03.02	新規性及び独自性	
	意匠は、新規性又は独自性のある場合にのみ登録可能である。	
04.03.02.01	新規性	
	a. 意匠は、出願日前又は優先日前に、公開により若しくは使用により又は他の何らかの方法でインドのいずれかの場所又はいずれか	法第 4 条、第 16 条及び第 21 条

	の外国において公衆に対して開示されていない場合には、新規性があるとみなされる。 b. 意匠は、周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できる場合には、新規性を有するとみなされる。 c. 次に掲げる場合には、意匠の開示は、当該意匠権を無効にする程の意匠の公開とはみなされない。 i. 意匠所有者による他人への意匠の開示であって、当該他人が当該意匠を公開した場合には誠意に反することとなるような状況における開示。しかしながら、当該他人が当該意匠を誠意に反して開示した場合とする。 ii. 登録を意図する新規性又は独自性のある織物意匠を付した物品に対する最初の且つ非公開の受注 d. 次に掲げる場合には、意匠は無効とされ又は登録が妨げられることはない。 i. 官報の告示により中央政府が 2000 年意匠法第 20 条を適用する博覧会における意匠又は意匠適用物品の展示 ii. 博覧会開催期間中又はその後の意匠表示の公開 iii. 何人かが、博覧会開催期間中若しくはその後に、意匠所有者の黙認若しくは同意を得ないで行う、 I. 意匠若しくは意匠適用物品の展示、又は II. 意匠表示の公開。 しかしながら、同第 20 条の規定による利益を享受するためには、意匠権所有者は、次に掲げることを行わなければならない。 I. 当該意匠の展示前に、長官に様式 9 により事前通知をすること、及	
--	--	--

	び II. 意匠の最初の展示日又は意匠表示の最初の公開日から 6 月以内に当該意匠の登録出願をすること。	
04.03.02.02	独自性	
	「独自性のある」とは、意匠に関して、 a. 当該意匠の創作者を起源とすることを意味し、且つ、 b. それ自体が古くてもそれらの使用については新規である意匠を含む。 例えば、タージマハルの外観自体は、何世紀も昔から存在するものである。しかしながら、例えばある者が初めて、タージマハルの外観の形で花瓶又は灰皿を作るアイディアを考えついた場合には、かかるアイディアは独自性のある意匠となり、登録可能となる。 新規性及び独自性に関する重要な判例法は付属書 I に記載されている。	法第 2 条(g)
04.03.02.03	新規性調査	
	審査官は、審査中の意匠の新規性を確認するために利用可能なデータベースにより新規性調査を行う。出願された意匠が、先に登録、使用又は公開された意匠と十分に異なるものであるかを確認するために、調査は区分又は物品に関して行われる。当該意匠に新規性が認められない場合には、審査官は長官に提出するその報告書に引用と併せて当該事実を記載する。	法第 4 条及び第 5 条
04.03.02.04	先行登録意匠に関する特例	
	a. 審査中の出願より前に、出願人が当該意匠を異なる区分の物品につき既に登録している場合には、その旨を様式 1 に記載しなければならない。 b. 審査において、審査中の意匠が同一の出願人により異なる区分について既に登録されており、且つ、当該出願人がかかる事実を願書において開示していないことが認められた場合には、審	法第 6 条(3)及び第 6 条(4)

	査官は、当該出願日を前日付とすることのみを目的とし、新規性を根拠としない拒絶理由を発する。この場合、当該拒絶理由は、当該先行登録意匠の引用と共に出願人に通知され、当該出願人はその出願を補正することを求められる。審査中の意匠に係る意匠権期間は、先行登録意匠に係る意匠権期間と同一とする。 c. 審査において、出願された意匠が、他の者により他の物品につき既に登録されていることが認められた場合には、当該審査中の意匠は、当該出願人が既に登録された意匠の登録所有者となる場合にのみ、登録される。審査中の意匠に係る意匠権期間は、先行登録意匠に係る意匠権期間と同一とする。 d. 何人かが何らかの物品に関して意匠登録を出願し、 i. 当該意匠が他の物品に関して他人により先に登録されている場合、又は ii. 当該出願に係る意匠が、同一の物品、又はその特質を変更する程十分でないか若しくはその同一性に影響する程実質的でない修正若しくは変更を施した他の物品に関して、他人により先に登録された意匠からなる場合において、 iii. 当該出願が係属している間に出願人が先に登録された意匠の登録所有者になったときは、当該出願が次に掲げる理由により拒絶されることはない。 I. 当該意匠がそのように先に登録された事実のみによって、当該意匠が新規性若しくは独自性を有する意匠でないとする理由、又は II. 当該意匠がそのように先に登録された物品に適用されている事実のみによって、当該意匠がインド若しくはいずれかの外国において先に	
--	--	--

	公開されているとする理由 上記の他、出願の審査に際して、審査官は、例えば不祥事等、登録性に係るその他の基準を検討する。	
04.03.03	公序良俗	
	公序良俗に反する場合には、意匠登録出願は登録することができない。この点に関する審査官の意見は長官に報告される。	法第 5 条(1)及び第 35 条(1)
04.03.04	インドの安全保障	
	a. インドの安全保障上有害な意匠の出願は、登録することができず、且つ、公開されない。 b. 法第 46 条に言う「インドの安全保障」とは、インドの安全保障上必要な何らかの行動であって、戦争に使用されるか、又は軍事施設の目的、若しくは戦争目的、若しくは国際関係上その他の緊急事態の目的で直接若しくは間接に適用される物品に対して本法により登録された何らかの意匠の適用に関係するものを意味する。 c. 審査官は、出願された意匠をインドの安全保障と比較の上審査し、何らかの拒絶理由が存在する場合には、その旨を長官に報告する。長官は、審査官の見解を認めた場合には、当該出願は、法第 34 条により付与された権限に基づきその指示を仰ぐために、インド政府国防省の防衛研究開発機構に付託される。出願人に有利な見解が示された場合には、当該出願は引き続き処理される。	法第 34 条及び第 46 条
04.04	審査官の報告書の検討	
	a. 長官は、物品に適用された意匠の登録性に関する審査官の報告書を検討し、当該意匠が登録可能であると認める場合、当該意匠は直ちに登録される。登録証は、可能な限り早期に発行され、出願人に送付される。 b. 報告書の検討により、長官が出願人に不利な拒絶理由が存在することを認めた場合又は出願	法第 5 条(1) 規則 18

	について何らかの補正を必要とするときは、長官から出願人に当該拒絶理由の通知書が送付される。当該送付は書留郵便又は電子送信のいずれかによって行われる。 c. 新規性を根拠とする拒絶理由が示される場合には、長官は具体的な先行技術を引用しなければならない。 d. 出願人が、拒絶理由通知書の送付日から 3 月以内に、当該拒絶理由を解消できず、又は聴聞を申請しなかった場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。 e. 拒絶理由解消の期間は、当該出願日から 6 月を超えてはならない。 しかしながら、当該 6 月が満了する前に様式 18 により請求することを条件に、当該 6 月の期間は 3 月を超えない期間、延長することができる。 f. 出願人の答弁を検討した上で、長官が法及び規則の要件が満たされていないと認めた場合には、詳述される理由により当該出願が拒絶される可能性があることを明確に示した上でその旨が出願人に通知され、聴聞の日が定められる。 g. 聴聞の延期を請求せずに、出願人が聴聞に出席しなかった場合、理由付命令が発せられ、当該出願は拒絶される。 h. 主張が書面にて提出された場合で、かつ、出願人が聴聞の機会を利用しない場合には、追加的な聴聞の機会が付与されず、且つ、当該問題は当該提出書面に基づき判断される。 i. 出願人が、拒絶理由通知書により通知された、法及び規則に定める要件のすべてを満たした場合には、当該出願は直ちに登録される。	
04.05	登録及び公告	
	a. 出願が登録されたとき、当該出願は通常 1 月以内に特許庁公報に公告される。登録番号は出願番号と同一である。	法第 7 条

	b. 通常出願の登録日は、その出願日である。相互主義出願の場合、登録日は、条約国における出願日である。	
04.06	意匠登録	
	a. 登録された意匠はすべて、コルカタ特許庁で保管されている意匠登録簿に登録される。当該登録簿は公衆の閲覧に供され、且つ、電子登録簿も公式のウェブサイト上で利用可能である。 b. 登録簿には次に掲げる詳細が記録されている。 i. 登録意匠の所有者の名称及び住所 ii. 登録番号 iii. 区分 iv. インドにおける出願日及び条約国における出願日（ある場合） v. 意匠権期間の更新 vi. 登録意匠の譲渡及び移転の通知 vii. その他当該意匠の有効性又は所有権に影響を及ぼす事項	法第 10 条及び第 26 条 規則 30、37、38 及び 41
04.07	登録証	
	登録に際し、長官は当該意匠の所有者に登録証を発行する。登録証は、書留郵便により送達宛先に送付される。登録証の手渡しは認められていない。	法第 9 条

第5章

特許庁公報

05.01	概要	
	登録後、当該意匠は特許庁公報の末尾において公告される。公告後、当該意匠は公衆の閲覧に供される。	法第 7 条
05.02	公開	
	特許庁公報は毎週金曜日に発行され、意匠に関する次の事項が記載されている。 a. 公示（ある場合） b. 登録意匠 i. 登録番号 ii. 出願日 iii. 物品の名称 iv. 物品の区分 v. 登録意匠所有者の名称及び住所 vi. 優先日及び優先国等の優先権に係る詳細 vii. 表示用紙に基づく当該物品の最適な外観図 c. 意匠権期間の更新（登録番号に限る） d. 回復された意匠 e. 譲渡／ライセンス／譲渡抵当権の登録 f. 更正に係る事項 g. 登録の取消に係る事項 特許庁公報は、公式のウェブサイト www.ipindia.nic.in において入手可能である。	
05.03	公開禁止	
	出願が放棄又は拒絶された場合、関連する書類を公開してはならず、公衆の閲覧にも供してはならない。	法第 28 条

第6章

登録意匠の盗用及びその結果

06.01	登録意匠の盗用	
	意匠権存続期間中に、登録意匠所有者のライセンス若しくは書面による同意を得ずに、何人かが次に掲げる行為をなすことは違法とする。 i. 販売目的で、当該意匠が登録されている物品区分の何らかの物品に、当該意匠又はその不正の明らかな模倣を適用し若しくは適用させること、又は当該意匠をそのように適用されることを可能ならしめる意図で何事かをなすこと ii. 販売目的で当該物品を輸入すること iii. 当該物品を、販売用に公開若しくは開示し、又は公開若しくは開示させること。	
06.02	意匠権（登録所有者の権利）	
	a. 意匠権の所有者は、意匠が登録されている区分における物品に当該意匠を適用する排他的権利を取得する。 b. 登録所有者は、登録意匠を盗用する者に対して、差止請求訴訟及び損害賠償訴訟を提起することができる。かかる訴訟手続きは、登録日から意匠権が消滅する日までの期間は提起することができる。しかしながら、相互主義出願の場合、登録所有者は、当該意匠のインドにおける実際の登録日からのみ、損害賠償を請求することができる。 c. 何人も、法第 22 条に定める登録意匠を盗用した場合には、契約債務として取り立てが可能な 20,000² ルピーを超えない金額を支払わなければならない。しかしながら、いずれか 1 意	法第 2 条(c)、第 11 条、第 22 条及び第 44 条

² 訳注：インド意匠法第 22 条では「25,000 ルピー」と記載されていますが、本手引き原文のとおり記載しています。

	匠に係る取立合計額は、50,000 ルピーを超えない。 d. 差止請求訴訟又は損害賠償訴訟は、地方裁判所よりも下級の裁判所には一切提起してはならない。	
06.03	意匠に適用される著作権法の規定	
	意匠の創作者は、次に掲げる 1957 年著作権法の規定に留意しなければならない。 a. 意匠法に基づき登録された意匠に対しては、著作権法に基づく著作権は付与されないこと b. 登録可能であるにもかかわらず登録されていない意匠に対する著作権は、その著作権者又はその許諾を得た他の者により、当該意匠が適用された物品が、工業的過程により 50 回を超えて複製された場合には消滅する。	1957 年著作権法第 15 条
06.04	保護期間	
	a. 登録意匠所有者は、登録日から 10 年間当該意匠権を有する。 b. 前記 10 年間の満了前に登録意匠所有者が意匠権期間の延長を所定の方法で申請したときは、当該期間から 5 年間延長することができる。	第 11 条
06.05	回復された失効意匠の権利	
	登録意匠所有者は、意匠登録が失効した日と当該意匠登録の回復の日との間に行われた登録意匠の盗用又は当該意匠権の侵害に関しては、訴訟又はその他の手続を一切提起することができない。	法第 14 条

第7章

登録後手続

07.01	登録取消	
	a. 利害関係人は、様式 8 により、意匠登録の取消申請を提出することができる。 b. かかる申請は 4 つの特許庁のいずれにも提出することができる。コルカタ特許庁以外の特許庁に提出された申請は、コルカタ特許庁に送付される。しかしながら、現在、取消に関する手続はすべて、コルカタ特許庁のみにおいて行われていることから、取消申請に関する通知はすべて、コルカタ特許庁に送付することが求められている。 c. 意匠登録の取消申請は、次に掲げる理由に基づき、提出することができる。 i. 当該意匠が先にインドで登録されていること ii. 当該意匠が登録日前にインド又はいずれかの外国で公開されていること iii. 当該意匠が新規性又は独自性のある意匠ではないこと iv. 当該意匠が意匠法によれば登録可能ではないこと v. 当該意匠が第 2 条(d)で定義される意匠ではないこと。	法第 19 条
07.01.01	手続	
	a. 意匠登録の取消申請には、申請の基礎とする事実を記述した陳述書及び証拠を添付しなければならない。また、当該陳述書には、申請人が利害関係者であるかを判断するために、当該申請人の利害関係の内容も記載しなければならない。 b. 意匠登録の取消申請が提出されたという事	法第 19 条 規則 29

	実は、公報に公告される。 c. 取消申請を受領した場合、長官は可能な限り早期に、登録意匠所有者に、当該申請の写し並びに陳述書及び証拠を送付しなければならない。 d. 登録意匠所有者が当該申請に対して異議申立をしようとするときは、その者は、長官からの通知の日から 1 月以内に、当該申請に異議申立する理由を十分に記述した答弁書及び証拠（ある場合）をコルカタ特許庁に提出しなければならない。かつ、同時に答弁書の副本を当該申請人に送達しなければならない。当該 1 月の期間は、所定の手数料の納付と共に延長の申請を提出することにより、最大 3 月延長することができる。 e. 登録意匠所有者の答弁書の副本及び証拠（ある場合）の送達を受けた後、申請人は、当該登録意匠所有者の答弁書及び証拠が送達された日から 1 月以内であれば、宣誓供述書の方式でその弁駁書及び証拠を提出することができる。申請人の弁駁証拠は、登録意匠権所有者の証拠における事項に厳格に限定したものでなければならない。当該 1 月の期間は、所定の手数料の納付と共に延長の申請を提出することにより、最大 3 月延長することができる。申請人はまた同時に、自己の弁駁書及び証拠の副本を登録意匠権所有者に送達しなければならない。 f. その他の証拠については、長官の許可又は請求による以外は、何れの当事者も提出してはならない。 g. 書類が英語以外であって、陳述書又は証拠において引用されている場合は、当該書類の認証済み英語翻訳文を 2 通提供しなければならない。 h. 申請人及び登録意匠権所有者による陳述書	
--	---	--

	及び証拠の提出が完了した場合、長官は、少なくとも 10 日前の予告により当該聴聞の通知をしなければならない。 i. いずれかの当事者が聴聞を受けることを希望するときは、その者は、様式 20 によりその聴聞に出席する意思を通知しなければならない。 j. かかる通知及び手数料の納付をしていない当事者については、長官は聴聞を拒絶することができる。 k. 聴聞において、取消申請、陳述書又は証拠においてまだ引用されていない刊行物を、いずれかの当事者が引用しようとするときは、その者は当該意図及び当該刊行物の詳細について相手方当事者及び長官に通知しなければならない。かかる通知は、少なくとも 5 日前にするものとする。 l. 聴聞後、又はいずれの当事者も聴聞を受けることを希望せず若しくは聴聞に出席しないときは聴聞なしで、長官は、当該登録取消申請について決定を下し、理由付命令を発する。長官の決定は両当事者に通知され、公報に公告される。 m. 必要な場合、追加項目は意匠登録簿に登録される。	
07.02	意匠権期間の延長（更新）	
	a. 登録意匠の意匠権期間は、最初の 10 年間の満了時から、さらに 5 年間延長することができる。 b. 意匠権期間の延長の申請は、最初の 10 年間の満了前にしなければならない。 c. 意匠部門は、様式 3 を受領した日から 1 週間以内に、意匠に係る意匠権期間の延長に係る手続を完了する。 d. 登録意匠の意匠権期間の延長は意匠登録簿に登録され、特許庁公報に公開される。	法第 11 条(2) 様式 3

07.03	失効意匠の回復	
	所定の期間内に意匠権期間延長の手数料の納付がなかったことにより意匠権が失効した場合は、当該意匠権の失効日から 12 月以内は、当該意匠権の回復申請をすることができる。	法第 12 条 様式 4
07.03.01	回復の手続	
	a. 登録意匠所有者又はその法律上の代表者は意匠権の回復申請をすることができる。 b. 当該意匠が 2 人以上の共有であった場合は、長官の許可を得てそれらの中の 1 人以上が、その他の者と共同せずに、回復を申請することができる。 c. 回復の申請が当該意匠の所有者であると主張するその他の者によってされた場合、意匠登録簿に記載された名称又は所有権を変更するには、かかる申請に様式 11 を添付しなければならない。法の規定に従って、名称又は所有権の変更がされた場合にのみ、回復の申請は処理される。しかしながら、所有権の変更が当該意匠の失効後に行われた場合には、当該所有者であると主張する者による回復の申請は受理されない。 d. 登録意匠所有者が、当該意匠が失効する前後のいずれかに名称の変更の登録をしなかった場合、当該所有者はまず、登録簿における変更を申請しなければならない。意匠登録簿における名称の変更後にのみ、回復の申請は処理される。 e. 申請書には、手数料を納付できなかった事情を十分に示す陳述が記載されなければならない。 f. 証拠は、手数料の不納付が故意でなく、かつ、回復の申請をするのに不当な遅延がなかったことを裏付けなければならない。 g. 長官は、陳述を裏付ける証拠の提出を要求することができる。 h. 長官が意匠権期間の延長手数料の不納付が	法第 12 条、第 13 条及び第 14 条 規則 24 様式 4 及び 11

	故意でなく、かつ、申請をするのに不当な遅延がなかったことに納得するときは、意匠登録を回復することができる。 i. 長官が、意匠の回復の申請を認めないことについての一応の証拠がある事件があると認める場合は、意匠所有者はその旨の通知を受ける。この場合、意匠所有者は当該通知の日から1月以内に当該事項について聴聞を受けることを請求することができる。かかる請求がされない限り、長官は、当該回復申請を拒絶する。 j. 登録意匠所有者が認められた期間内に聴聞を請求し、かつ、長官が、当該意匠所有者を聴聞した後、意匠権の延長手数料の不納付が故意でなかったことに一応の証拠があると納得したときは、回復申請を許可する。 k. 意匠が回復された事実は公報に公告される。	
07.03.02	不納付の延長手数料の納付	
	回復申請が認められた場合、当該意匠所有者は、意匠の回復申請を許可する長官命令の日から1月以内に、第1附則に規定された不納付の意匠権の延長手数料及び追加手数料を納付しなければならない。	規則 25
07.04	更正	
	a. 次に掲げる事項を不服とする者は、意匠登録簿の更正を申請することができる。 i. 意匠登録簿への不登録または脱落 ii. 十分な理由なしにされた登録 iii. 登録簿に不正に存続している登録 iv. 当該登録簿への登録における誤記又は欠陥 b. 更正は、登録、削除又は変更により行うことができる。 c. 更正に意匠の取消は含まれない。	法第 31 条 規則 39 及び 40 様式 17
07.04.01	更正の手続	
	a. 更正の申請がされたときは、長官は、その名	規則 39 及び 40

	称が当該意匠について権利を主張する者として意匠登録簿に登録されている全員に通知しなければならない。また、当該申請は特許庁公報で公告しなければならない。 b. 登録意匠に利害関係を有する者は、更正の申請の公告日から 3 月以内に、更正の申請に対する異議申立をすることができる。 c. 異議申立人は、異議申立から 14 日以内に、自己の権利の内容、自己の異議の基礎となる事実、及び自己が求める救済措置を記載した陳述書及び証拠 2 通を特許庁に提出しなければならない。 d. 長官は、陳述書及び証拠を受理した日から 15 日以内に、更正申請人に異議申立書及び陳述書の副本と証拠各 1 通を提供する。 e. 更正申請人は当該異議申立に抗弁しようとする場合、当該異議申立に抗弁する理由を十分に記載した答弁書及び証拠（ある場合）を、長官から通知を受けた日から 1 月以内にコルカタ特許庁に提出し、かつ、当該異議申立人にその写しを送達しなければならない。当該 1 月の期間は長官により、最大 3 月延長することができる。 f. 更正申請人の答弁書及び証拠の送達を受けた後、異議申立人は、当該登録意匠所有者の答弁書及び証拠が送達された日から 1 月以内であれば、宣誓供述書の方式でその弁駁書及び証拠を提出することができる。異議申立人の弁駁証拠は、更正申請人の証拠における事項に厳格に限定したものでなければならない。当該 1 月の期間は、所定の手数料の納付と共に延長の申請を提出することにより、最大 3 月延長することができる。異議申立人はまた同時に、自己の弁駁書及び証拠を更正申請人に送達しなければならない。 g. その他の証拠については、長官の許可又は請求による以外は、何れの当事者も提出しては	様式 19
--	---	-------

	ならない。 h. 書類が英語以外であって、陳述書又は証拠において引用されている場合は、当該書類の認証済み英語翻訳文を2通提供しなければならない。 i. 申請人及び登録意匠権所有者による陳述書及び証拠の提出が完了した場合、長官は、少なくとも10日前の予告により当該聴聞の通知をしなければならない。 j. いずれかの当事者が聴聞を受けることを希望するときは、その者は、様式20によりその聴聞に出席する意思を通知しなければならない。 k. かかる通知及び手数料の納付をしていない当事者については、長官は聴聞を拒絶することができる。 l. 聴聞において、取消申請、陳述書又は証拠においてまだ引用されていない刊行物を、何れかの当事者が引用しようとするときは、その者は当該意図及び当該刊行物の詳細について相手方当事者及び長官に通知しなければならない。かかる通知は、少なくとも5日前にするものとする。 m. 聴聞後、又はいずれの当事者も聴聞を受けることを希望せず若しくは聴聞に出席しないときは聴聞なしで、長官は、当該登録取消申請について決定を下し、理由付命令を発する。長官の決定は両当事者に通知され、公報に公告される。	
--	---	--

第8章

権利の移転

08.01	権利の移転	
	a. 何人も、譲渡、移転又は法の適用により、登録意匠の意匠権に対する権利を有することができる。 b. また、何人も、譲渡抵当権、実施許諾又はその他の方法により、登録意匠に係る権利を有することができる。 c. 当該権利を有する者となる者は、公証人による認証を受けた証書の原本又は写しを添付して、自己の権利を登録するよう申請することができる。 d. 所有権の変更が譲渡によるものである場合、当該申請は様式 11 により提出しなければならない。譲渡抵当権又は実施許諾を理由とする変更の場合には、当該申請は様式 12 により提出しなければならない。文書の通知の登録の場合、当該申請は様式 13 により提出されるものとする。 e. 長官は、自己が納得する、その他の権利の証明又は書面による同意を提出するよう求めることができる。かかる文書が公文書である場合には、原本又は認証謄本を提出することができる。 f. いかなる場合にも、登録意匠所有者以外の者に有利な権利を発生させる文書は、書面によるものとし、当事者間の契約はそれらの者の権利義務の準拠する諸条件をすべて包含する証書様式とされるものとする。この要件に違反した場合、当該文書は無効となる。 g. 権利の登録申請書は、当該証書の作成から 6	法第 30 条 規則 32、33、34、35、 36 及び 37 様式 10、11、12 及び 13

	月以内に提出しなければならない。当該期間は、最大 6 月延長することができる。 h. 当該証書は、意匠登録簿にその詳細が登録されたときは、その作成の日から効力を生ずる。 i. 意匠所有者として登録された者は、譲渡及び実施許諾に関する限りにおいては、意匠を処分する絶対的な権限を有する。 j. 登録されていない証書は、いかなる裁判所においても意匠の意匠権及びその他の権利を証明する証拠として認められない。	
--	---	--

第9章

一般業務

09.01	コルカタ特許庁の意匠部門は、利害関係を有する公衆に登録意匠に関する情報を普及するために一定の業務を提供している。	
09.02	意匠権の存在に係る情報	
	a. 何人も、意匠権の登録の存在に関する情報を請求することができる。 b. かかる請求は様式 6 によりされ、情報請求対象の意匠の登録番号を記載しなければならない。かかる請求人から提供された情報によれば、登録が意匠に関して存在する場合、長官は、登録が存在する物品区分、登録日並びに登録意匠所有者の名称及び住所に関する情報を提供しなければならない。 c. 請求人が意匠の登録番号を提供することができないときは、当該請求は様式 7 により、長官が要求する情報と共に長官が当該意匠を特定できるような情報を添付して提出しなければならない。当該提供された情報に基づき、表示された物品区分において可能な限り調査は行われる。請求人から受領した情報に基づき訂正された情報は、当該請求人に提供しなければならない。 d. 様式 6 及び様式 7 による申請は、長官により、かかる申請の受領から 1 週間以内に処理される。	法第 18 条 規則 28 様式 6 様式 7
09.03	認証謄本	
	何人も、次に掲げる文書の認証謄本の提供を、場合に応じて、様式 15 又は 16 により、所定の手数料を添えて、請求することができる。 a. 登録意匠 b. 意匠登録簿の登録事項	法第 17 条、第 26 条、 第 38 条及び第 39 条 規則 41 様式 15 及び 16

	c. 権利の部分放棄書、宣誓供述書又は宣言書の抄本 d. 特許庁内の他の公文書又は登録簿類及び他の記録 かかる認証謄本は、長官により、請求の受領から 1 週間以内に提供される。 長官の手元に置かれ、かつ、特許庁印を捺印された認証謄本は、インドのすべての裁判所において、追加証拠又は原本を提出することなく、証拠として受理される。 しかしながら、稀に、裁判所は、証拠として提出された写しの正確性又は正統性について疑うに足る理由があるときは、原本又は必要と認める追加証拠の提出を求めることができる。	
09.04	登録意匠及び意匠登録簿の閲覧	
	a. 意匠権の存続期間中に意匠が登録された場合は、何人も、様式 5 による申請書と所定の手数料を添えて、当該意匠の閲覧を長官に請求することができる。 b. 意匠に係る出願が取り下げられ又は拒絶された場合には、かかる出願に係る書類は一切、公衆の閲覧に供されないものとする。 c. コルカタ特許庁に保管されている意匠登録簿は、所定の手数料を納付することにより閲覧することができる。 d. 請求人が特許庁に現に出向いている場合には、可能な限り、同日に閲覧することが長官により認められる。請求が郵便によりされた場合には、閲覧に係る再先の日が定められ、可能な限り早期に、請求人に通知される。	法第 17 条(1)及び第 26 条 様式 5
09.05	宛先の変更	
	登録意匠所有者は、様式 22 により意匠登録簿におけるその者の名称又は住所若しくは送達宛先の変更に係る請求を長官に対してすることができる。長官は、当該請求に関して処理する前に、請求された変更について適切と認める証拠を要	規則 31 様式 22

	求することができ、納得するときは、それに応じて意匠登録簿を変更させる。	
09.06	登録証の副本	
	a. 登録証原本の紛失の場合、又は長官が適切と認めるその他の場合は、長官は、登録証の 1 以上の写しを提供することができる。 b. 登録証の紛失又はその他の場合には、所有者により宣誓供述書が提供されれば登録証の複本が発行されるに十分である。	法第 9 条

第10章

政府による登録意匠の使用及び取得

10.01	登録意匠は、何人に対しても効力を有すると同様に、あらゆる点で政府に対しても効力を有する。しかしながら、特許の場合、中央政府は、政府目的での登録意匠の使用及び公共目的のための登録意匠を使用することができる。	法第 20 条 1970 年特許法第 XVII 章
-------	--	------------------------------

第11章

長官の一般的権限

11.01	民事裁判所の権限	
	本法に基づき、長官に対してされた手続において、長官は次に掲げる事項に関して、民事裁判所の権限を有する。 a. 証拠の受理 b. 宣誓の執行 c. 証人の出頭の強制 d. 書類の開示及び作成を強制する手続 e. 証人尋問指令書の交付 f. 費用の裁定、及び同裁定を民事裁判所の判決であるかの如く執行すること。	法第 32 条
11.02	費用の裁定	
	長官に対する全ての手続において、長官は、事件の全ての状況に鑑みて、長官が適正と認める費用額を裁定することができる。ただし、第 4 附則に掲載されたいずれかの事項に関して長官が裁定することのできる費用額については、当該附則に規定された額を超えてはならない。	法第 32 条 規則 43 第 4 附則
11.03	中央政府の指令を受ける権限	
	長官は、意匠法の施行上発生する疑義又は障害がある場合は、その件における指令を中央政府に申請することができる。	法第 34 条
11.04	長官による裁量権の行使	
	a. いずれかの当事者に不利な行為を行う前に、長官は、少なくとも 10 日前の通知をもって、かかる者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。 b. 裁量権は相当な配慮及び注意を持って行使されなければならない、恣意的に行使してはならない。 c. 当該不利な決定の理由は長官により記録され	法第 33 条 規則 44

	る。	
11.05	誤記を訂正する長官の権限	
	長官は、所定の手数料を添えた様式 14 による請求があるときは、意匠登録簿に登録された意匠の表示若しくは意匠所有者の名称若しくは住所における、又はその他の事項における誤記を訂正することができる。	法第 29 条
11.06	長官の陳述書提出命令	
	出願人又はその代理人が聴聞を受けることを希望するか否かを問わず、長官は、いつでも、その者に定められた期間内に陳述書を提出させること又は長官の面前に出頭し長官が命じる事項に関して釈明させることができる。	規則 45
11.07	補正の一般権限	
	a. 補正について法による特別規定が一切ない書類については、補正することができ、また、<u>何人の権利も害することなく</u>訂正することができる b. 請求人は、所定の手数料を添えて、請求する補正及びその理由を記載した請求書を提出しなければならない。 c. かかる請求書を検討する際には、何人の権利も害することなく訂正することができる不備のみ、訂正が認められる。さらに、補正について法による特別規定が一切なく、且つ、何人の権利も害することなくできる補正のみ認められる。 d. 通常、所定の期間内に行うべきでなかったことは、訂正が可能な不備とはみなされない。 e. 特許庁側の過失により生じた不備に対する補正の請求については、手数料は課されない。	規則 46
11.08	期間延長の一般権限	

	a. 特段の規定が無い場合、何らかの行為をし又はそれにより何らかの手続をとるための本規則により定められた期間については、長官が適切と認めるときは、長官が指令する条件で、これを 3 ヶ月以内の期間延長することができる。 b. 当該請求書には期間の延長を請求する事情及びその理由の説明が記載されなければならない。 c. 期間の延長は、意匠規則に期間の延長を定める特段の規定がない場合にのみ、認められるものとする。期限が意匠法において定められている場合には、意匠規則 47 に基づき期間の延長を請求することはできない。	規則 47
--	---	-------

第12章

証拠等

12.01	証拠	
	a. 長官に対するいずれの手続においても、別段の指示がない限り、証拠は宣誓供述書により提出するものとする。 b. 長官は、宣誓供述書による証拠の代わり又はその追加として、口頭による証拠を取り調べることができ、又は何れかの当事者が自己の宣誓供述書の内容に関して反対尋問を受けることを認容することができる。	法第 37 条
12.02	宣誓供述書の様式	
	a. 法及び本規則による宣誓供述書は、それらが関係する事項の冒頭において、一人称で作成し、連続番号を付した節に分割しなければならない。また各節は、可能な限り、1 主題に限定しなければならない。各宣誓供述書には、その宣誓供述人の供述及び真正な住所を記述しなければならない。その提出人の名称及び住所を掲載し、かつ、それが何人の代理人として提出されるものであるかということも記述しなければならない。 b. 宣誓供述書は、その理由が記述されている限り、自己の信条の供述が認められることがある中間申請の場合を除き、宣誓証人が自己の知るところから立証することができる事実限定しなければならない。 c. 宣誓供述書については、次の者の面前で、宣誓しなければならない。 i. インドにおいては、証拠を受理する法的権限を有する裁判所若しくは個人の面前、又は前記裁判所若しくは個人により宣誓を執行し若しくは宣誓供述を採録する権限を	規則 42

	付与された公務員の面前 ii. インド以外の国若しくは場所－1948 年外交官及び領事館員(宣誓及び手数料)法(1948 年法律第 41 号)の趣旨での当該国若しくは場所に駐在の外交官若しくは領事館員の面前、又は 1952 年公証人法(1952 年法律第 53 号)第 14 条により中央政府が承認した当該国若しくは場所の公証人の面前、又は当該国若しくは場所の判事若しくは治安判事の面前 d. 面前での宣誓供述をさせる者は、それが執行された日付及び場所を記載した上で、それに、その者の印章(ある場合)を捺印し、又は裁判所において若しくは当該裁判所により権限を付与された公務員の面前で宣誓がされたときは当該裁判所の公印を捺印し、かつ、その者の名称を署名した上、その末尾にその者の役職及び住所を記載しなければならない。 e. 権限を付与された者の印章又は署名を付し、明記し又は書き入れたとされる宣誓供述書については、その者の面前で宣誓された証言として、長官が、その者の当該印章若しくは署名又は公的地位の真実性についての証拠なしに、承認することができる。 f. 変更及び行間書入については、供述が宣誓され又は確認される前に、面前での宣誓供述をさせた者の頭文字により認証しなければならない。 g. 宣誓供述人が文盲、盲目、又は宣誓供述が書かれた言語を理解できないときは、宣誓供述執行人がその者の面前で宣誓供述人に対して宣誓供述を読み聞かせ、翻訳し、又は説明した旨、及び当該宣誓供述人がそれを完全に理解したように認められ、かつ、その者の面前で当該宣誓供述人が宣誓供述	
--	--	--

	書に署名し又はマークを付した旨の証明を宣誓供述書の末尾に添えなければならない。 h. 長官に提出される各宣誓供述書には、適法に印紙を貼らなければならない。	
12.03	特許庁における書類の証拠	
	長官により認証されたとされる特許庁における書類、及び特許庁に保管されている登録簿その他の帳簿の印刷されたもの又は手書きされた写し又は抄本は、インドのすべての裁判所において、追加証拠又は原本を提出することなく、証拠として受理される。ただし、裁判所は、証拠として提出された写しの正確性又は正統性について疑うに足る理由があるときは、原本又は必要と認める追加証拠の提出を求めることができる。	法第 39 条
12.04	長官の証書が証拠であること	
	法により又は法に基づいて制定される規則により長官がなすべく授權されている登録、事項又は事柄について、長官の手元に置かれるべきものとされる証書は、登録がされたこと、その内容、及び当該事項若しくは事柄の作為又は不作為についての一応の証拠とする。	法第 38 条
12.05	長官による年次報告書	
	1. 意匠長官は、意匠部門の業務につき年次報告書を作成する。年次報告書は、中央政府を通じて議会両院に提出される。 2. 年次報告書には次の情報が記載される。 a. 当該年度における業務の概要 b. 出願及び登録のされた意匠出願 c. 意匠出願の審査 d. 意匠の取消 e. 意匠の回復 f. 意匠権の延長 g. 登録意匠の閲覧の請求 h. 認証謄本	法第 45 条

	i. 譲渡 j. 効力を生じた意匠 k. 歳入 年次報告書は議会両院への提出後に、公式のウェブサイト上 www.ipindia.nic.in にアップロードされる。	
--	---	--

第13章

契約書等における制限条件

13.01	契約書における一定の条件の無効	
	a. 意匠法は、登録意匠の使用されている物品に関して、契約等において一定の条件を定めることは違法であり、かかる条件は無効であると定めている。したがって、契約を締結する際には、登録意匠所有者はかかる条件を回避することができる。 b. 次に掲げる契約又はライセンスにおいて、次に掲げる効果を有する一定の制限条件を定めることは違法とする。 i. 意匠が登録された物品の販売又は賃貸に関する契約において、 ii. 意匠が登録された物品を製造し又は使用するライセンスにおいて、又は iii. 意匠が登録された物品を包装するライセンスにおいて、 i. 意匠が登録されている物品以外の何らかの物品について、購入者、賃借人若しくは実施権者に対して販売者、賃貸人、実施許諾者若しくはその者の被指名人から取得することを強制し、或いは、何人からも取得することを禁止し若しくは何人からも取得できるその者の権利を何らかの方法若しくは何らかの程度まで制限し、又は販売者、賃貸人、実施許諾者若しくはその者の被指名人以外の者から取得することを禁止すること、 ii. 意匠が登録されている物品以外の物品であって、販売者、賃貸人、実施許諾者、若しくはその者の被指名人により供給されないものについて、購入者、賃借人	

	若しくは実施権者に対して使用することを禁止し、それを使用できる購入者、賃借人若しくは実施権者の権利を何らかの方法若しくは何らかの程度まで制限すること c. 前記の如何なる条件も、無効とする。	
--	---	--

第14章

上訴

14.01	上訴	
	a. 次に掲げる規定による長官命令に対する上訴は、高等裁判所に対して行うものとする。 i. 意匠登録を拒絶する、法第 5 条による命令 ii. 取消申請に対して発せられた、法第 19 条による命令 iii. 更正申請に対して発せられた、法第 31 条による命令 iv. 公序良俗を理由に登録を拒絶する、法第 35 条による命令 b. いかなる上訴も、長官による命令が発せられた日から 3 月以内にされなければならない。かかる命令が発せられた日は、当該命令が交付された日とする。 c. 3 月の期間計算に当たっては、当該上訴の対象である命令の写しの交付に要した時間は、除外する。 d. 高等裁判所は、適当と認めるときは、当該上訴の決定に当たり専門家の補佐を受けることができ、高等裁判所の決定は、最終的なものとする。	法第 36 条
14.02	管轄権	
	現在、特許庁の意匠部門は、コルカタ特許庁のみにおいて機能していることから、2000 年意匠法に基づく上訴はすべてコルカタ高等裁判所にされるものとする。	民 事 訴 訟 第 996-997/2010 号に関するインド最高裁判所の判決

第15章

販売による引渡し前の要件

15.01	概要	
	登録意匠所有者が、販売による引渡し前に何らかの表示をすることは、以下に説明する通り、登録意匠の保護を確保する上では極めて重要なことである。	
15.02	販売による引渡し前の物品への表示	
	a. 登録意匠が使用されている物品の販売による引渡し前に当該登録意匠所有者は、前記各物品に対して次に掲げる語句を表示しなければならない。 i. 登録済みという語句 ii. REGD. iii. RD iv. (異なる物品区分で登録された意匠が使用されている物品であって、軟質性又は脆弱性のものから作られた物品の場合を除き)登録番号 b. 次に掲げるものについては、上記で義務付けられている物品への表示は必要ではない。 i. ハンカチーフ以外であって、意匠が印刷され又は織り込まれた織物、及び ii. 木炭粉から構成されている物品であって、脆いもの、かつ現に単片として販売されているもの c. 登録意匠所有者が(1)³に定める表示を怠るときは、当該登録意匠所有者は、自己の意匠権	法第 15 条 規則 26

³ 訳注：原文のとおり記載していますが、「a」の誤記と推察されます。

	の侵害に関する罰金又は賠償金を回収する権利を有さない。ただし、当該物品の表示を確保するため適正な手段をすべて講じたことを意匠所有者が証明する場合、又は侵害の発生は侵害者が当該意匠の意匠権の存在を知った後若しくはその存在の通知を受けた後であったことを意匠所有者が証明する場合は、この限りでない。 d. 何らかの区分又は種類の物品について、業界又は産業は、上記に定める表示に関する要件を免除又は修正することが便宜である旨の陳情を中央政府にすることができる。中央政府は、当該陳述が適当と認めるときは、法に基づく規則により、当該要件を免除又は修正することができる。	
15.03	販売による引渡し前の要件	
	a. 登録意匠が適用された物品の販売による引渡し前で、登録出願時に正確な表示（写真）又は見本が提供されていない場合には、意匠所有者は、意匠の正確な表示（写真）又は見本を長官に提供しなければならない。 b. 登録意匠所有者が上記の要件の遵守を怠った場合は、長官は、登録意匠所有者にその旨を通知し、且つ、聴聞の機会を与えた後に、その者の名称を登録簿から抹消する。名称が抹消されたとき、当該意匠に係る意匠権は消滅する。	法第 15 条

第16章

期限

番号		条／規則	様式	所定の期限（期間）
01	パリ条約、WTO 又は相互協定に基づく優先日の主張を伴う意匠登録の出願	法第 44 条 (1)(a)	様式 1	パリ条約又は WTO の加盟国における最先の出願日から 6 月以内
02	優先権書類の認証謄本の提出	規則 15(2)	様式 18	出願と同時に、又は出願日から 3 月以内
03	譲渡の登録、又は所有権変更の証書の登録の申請	法第 30 条 (3)	様式 10	譲渡の執行又は証書の作成の日から 6 月以内 6 月の期間延長も可能
04	出願の受理のために行う、すべての要件の遵守	規則 18(1)	様式 18	出願日から 6 月以内。但し、出願日から最大 9 月までは延長可能
05	意匠権の存続期間の 5 年間の延長申請	法第 11 条 (2)	様式 3	登録日から最初の 10 年間で満了する前
06	意匠権の延長手数料の不納付により失効した意匠の回復申請	法第 12 条 (2) 規則 24	様式 4	失効の日から 1 年以内
07	登録の取消申請	規則 29	様式 8	意匠権の存続期間中いつでも
08	長官命令に対する高等裁判所への上訴	法第 19 条 (2) 及び 第 36 条		長官から命令が発せられた日から 3 月以内
09	意匠の最初の展示後に行う、当該意匠の登録出願	法第 21 条 (b)		展示の日から 6 月以内。 但し、長官に様式 9 による事前通知をしていることを条件とする。
10	登録前出願人の代替	法第 8 条 (1)	様式 2	登録前いつでも
11	該当する文書が既に E メール／ファクシミリで送信されている場合の、原本	規則 3(1)		ファクシミリ又は E メールによる送信の日から 15 日以内

	又は写しの提出			
12	意匠登録簿に記載されている名称、住所及び送達宛先の変更の請求	規則 31	様式 2	登録後いつでも
13	規則に定める期限の延長	規則 47		最大 3 月で、長官が決定する条件に従うものとする。

付属書I

重要な判例

主題	規定	判例法
条文	法第2条(a)	<i>Hindustan Lever Limited 対 Nirma Pvt. Ltd. Ahmedabad AIR 1992 Bom 195</i>事件において、商品の容器として使用される箱に付されたラベルは、1911年意匠法第2条(3)に定める意匠に到底該当しないと判示された。 <i>Re Littlewoods Pools Ltd's Application (1949) 66 RPC 309</i>では、直線から構成され各直線間のスペースを文字で埋めた模様の施された長方形の紙から構成されたサッカーくじについて、意匠出願がされた。当該紙が物品ではないと判示する上で、Wynn-Parry判事は、当該用紙の機能が「当該意匠の表示のみ」で、それ以外の機能を有していないことから、法の定める「物品」とは認められないとした。 説明：この判決により紙又はキャンバスそれ自体が物品と見なされうるとする見解が生じる可能性がある。しかし、登録性が認められるためには、物品は、当該意匠の表示に限定されないその他の機能も有していなければならない。普通の紙又はキャンバスに描かれた図面又は絵画は、壁紙、包装紙又は織物と同一とはいえない。 印刷に使用された紙又は絵画に使用されたキャンバスは、当該印刷又は絵画を表示する以外の機能を持たない。したがって、これらは登録不可能である。 壁紙、包装紙又は織物はすべて、意匠の表示に限定されない機能を果たしている。例えば、壁紙は、室内の装飾を高めるために、又は壁の表面の亀裂や不備を隠すためというより実用的な目的で壁に貼り付けるために利用されている。また、織物材料は、

		カーテン、衣料品、シーツや枕カバー等の様々な物品を製造するために利用されている。この要素によって、物品は登録可能となる。
		King Features Syndicate Inc. & Betts 対 O & M Kleeman Ltd. (1941) 48 RPC 207 at 222 では、「ポパイ」という漫画のデッサンに関して、デッサンに描写された形状及び輪郭の特徴が工業的過程により人形やブローチに適用された場合には登録可能な意匠の形成が認められうるが、デッサンそれ自体は意匠法に基づき登録可能な意匠ではないと判示された。
		複製できない意匠は登録できない。したがって、天然石に施された装飾で、同種の天然石を複数得ることが難しい場合には、当該天然石は意匠登録の対象としては不適切である。
条文の一部	法第2条(a)	The Sifam Electrical Instrument Co Ltd 対 Sangamo Weston Ltd. [1973 RPC 899 at 909]では、本件については「個別に販売可能である」と解釈するのが適切であるとする意見が提起されたが、裁判所は、重要なのは登録時における実際の意図であると判示した。係争中の物品である電流系の表示面について意匠登録は認められず、Graham判事は次のような見解を示した。「...判断が難しい事項ではあるが、概して、(本規定の)趣旨は、例えばハンマーの柄など、当該意匠の所有者が市場に流通させ、個別に販売することを意図した物品のみにつき登録を付与することだったのではないかと考える...」 説明：当該条文の定義に「製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品」とする部分を挿入した目的は、例えば椅子の不可欠な部分である椅子の脚の一部の形状などの、独立したアイデンティティーを持たず、当該物品の必要不可欠な部分であるものに対する意匠登録を防止することである。物品の一部に係る意匠は、当該一部が物品として製造及び個別に販売されない限り、意匠として登録することはできない。
		法の主たる目的は、形状を保護することにある、

		機能又は機能的形状を対象としてない。意匠という表現には、当該形状若しくは輪郭をもって製造される物品が果たすべき機能によってのみ説明される構造の態様若しくは原理又は当該形状若しくは輪郭の特徴を含まない。クレーン全体の工業用図面のほか、原告は、次に掲げる主要な構成要素についても意匠権も主張した。(i) ブームとすり板の組立部、(ii) 下部構造の組立部、(iii) メインフレーム、(iv) 特別なハウジング。デリー高等裁判所は、前記の部分は他の部分と機械的に相関するよう特殊な形状で製造されているとする見解を述べた。クレーンのこれらの部分は、視覚に訴えるのではなく、クレーンを作動又は機能させることのみを目的に作られている。クレーンに必要な部分で見えないようにされている主要な構成要素又は部分の大半は、その機能を果たせると評価されるだけで十分なものであった。これらはその外観ではなく性能により判断されるものである。したがって、前記の主要な構成要素又は部分を、意匠として登録することはできない。[Escorts construction Equipment Ltd. 対 Action construction Equipment Pvt. Ltd 1999 PTC 36(Del) at pp 39, 40, 48] AIR2008Bom111は、法第2条(a)で使用された「製造して個別に販売することができる」という表現は、意匠物品を製造できるだけでなく、個別に販売することができる物品を対象としている。したがって、商品の他の部分から分離された物品で、意匠として個別に登録されたものは、その製造及び販売を当該登録物品の所有者が意図又は希望していた場合には、市場において個別に販売することができる。現状の当該物品が市場において個別に販売できないことを理由に、本件に係るキャップが独立した商品とはいえないとするのは不正確である。したがって、キャップは、意匠法第2条(1)に定める「物品」の定義に該当する物品であるといえる。
組物	規則2(e)	組物とは次に掲げるものをいう。

		(i) 物品の組合せ (ii) 組合せに含まれる各物品 (iii) 必要に応じて（場合に応じて）、物品の組合せ及び当該組合せに含まれる各物品 物品の集合が「組物」の要件を満たす場合には、1の出願により登録することができる。物品の集合が「組物」となるには、次に掲げる「組物」の定義に係る3つの基準がすべて満たされなければならない。 (i) 通常一緒に販売されており、又は一緒に使用されることを意図されていること (ii) 意匠の共通性（同一の意匠を有すること） (iii) 同一の一般的特性を有すること
意匠及び1957年著作権法の規定	第2条(d) [2000年意匠法] Section 15 [1957年著作権法]	Microfibers Inc. 対 Girdhar and Co. and Anr. H事件において、デリー高等裁判所は次に掲げる指針に関してその見解を示した。 a. 芸術的作品は、芸術性を有する作品に係る制限を受けないことから、その定義には非常に広範囲な意味が含まれる。恣意的に描かれた数本の線又は曲線などの抽象的な作品でさえ、芸術的作品とみなされる。また、二次元か三次元を問わず、視覚に訴えるか否かも問われない。 b. 独自性を有する芸術的作品の所有者が有する権利は、著作権法第14条(c)に限定列举されている。 c. 独自性を有する芸術的作品の著作権所有者は、当該作品を有形的形式に複製する排他的権利を有する。例えば、想像上の未来自動車を描いた図面が、独自性を有する芸術的作品である場合は、当該図面を金属板等の要素を利用して3次元の有形的形式に複製することが認められる。 d. 意匠法に基づき登録された作品に対する意匠権による保護は、産業上生産された作品に対する著作権による保護にまで拡大適用することはできない。

		e. 著作権法及び意匠法、並びに特に意匠法の前文、異議申立及び理由に関する部分を精査すると、絵画及び彫刻等の純粋に独自性を有する芸術的作品にはより手厚い保護を与え、本質的に商業的な意匠に係る活動にはより手薄な保護を与えることが立法上の趣旨であったことが明らかになる。したがって、本質的に商業的な作品に対する保護は、純粋な美術品⁴に与えられる保護より少なく、かつ、同等とすべきでないということが立法上の趣旨であることは明らかである。 f. 意匠の適用された物品を産業上製造するために使用される独自性を有する絵画又は芸術的作品は引き続き、1957年著作権法第2条(c)に定める芸術的作品に該当し、意匠法第2条(d)に定める意匠の定義により明白な意匠権の保護期間が完全に認められる。しかしながら、芸術的作品を製造する意図は考慮に入れられない。 g. 正にこのような理由により、立法府は、登録意匠については著作権法に基づく著作権が失効すると定めることにより登録意匠の保護を制限するだけでなく、意匠法に基づき登録可能であるにもかかわらず登録されていない意匠に対する著作権は、その著作権者又はその許諾を得た他の者により、当該意匠が適用された物品が、工業的過程により50回を超えて複製された場合には消滅する旨を定めたのである。 h. 独自性を有する芸術的作品については、著作権は存続し、芸術的作品の現品それ自体について、著作者又は所有者は引き続き、著作権法により付与された長期にわたる保護期間を享受することができる。 i. 当該意匠が意匠法に基づき登録されている場合には、当該意匠は著作権法に基づく著作権による保護を喪失する。意匠法に基づき登録可能であるに
--	--	---

⁴ 訳注：原文では「work of pure Article」となっていますが、文脈より”work of pure art”と解して訳しています。

		もかかわらず登録されていない意匠に対する著作権は、工業的過程による当該意匠の物品への適用が50回という上限を超えない限り、著作権法に基づく著作権による保護を引き続き享受することができる。ただし、当該上限を超えた場合には、当該意匠は著作権法による著作権の保護を喪失する。 この解釈は、立法の意図に従って、著作権法及び意匠法を調和させるものである。
単なる機械装置	第2条(d)	単なる機械装置は意匠登録を受けることができない。 Glaxo Smithkline CH GmbH & Co. 対 Anchor Health & Beautycare P. Ltd. 2004 (29) PTC 72 (Del)においては、歯ブラシの意匠に係る意匠が争点となった。新規性は、歯ブラシのS字型のジグザグカーブにあるとされた。裁判所は、当該S字型のジグザグカーブが歯ブラシに柔軟性を与えることを理由に歯ブラシの先端部分が特許を取得したことに鑑みて、S字型のジグザグカーブは実用性及び機能性を備える部分であるとする見解を示した。ジグザグ間に防振ゴムを導入することのみによっては、他者に使用を禁じることのできる意匠となるとは言えない。この防振ゴムは柔軟性や実用的な要素を強化することはできるかもしれない。歯ブラシの柄の部分もまた実用的な部分であり、当該部分に模様を付したことにより、意匠が認められることはない。
		「単なる機械装置とは、当該物品が果たすべき1又は1以上の機能のみにより、すべての特徴が説明される形状のことをいう」 Kestos Ltd. 対 Kempat Ltd. & Kemp. (19369 53 RPC 139 「当該物品が果たすべき機能により、当該物品を特殊な形状にデザインする以外の選択肢が当該意匠の創作者にはない場合。当該機能により物品を一の形状のみにより製造することが必要な場合で、かつ、機能のみにより特徴が説明される場合に限る。」 RPC 103, 1972
		しかしながら、当該意匠が本質的に機械装置では

		なく、その機能とは別に登録に係る基準を満たす場合には、登録を受けることができる。<i>Cow & co. Ltd. v. Cannon Rubber Manufacturers, Ltd. (1959) RPC 240,347</i>において、問題の意匠は、湯たんぽに施された対角線上の配列した畝であった。被告は、対角線上に畝を形成するのは、畝を形成する上で最も容易で経済的な方法であり、したがって登録を受けるべきではないと主張した。裁判所は「当該畝が実際に機能上有用であると考えるが、被告が述べた理由がこの種の畝が採用されることを決定付ける目的であり、かつ、唯一のものであったことを証明したかについては満足していない」とした。
視覚によってのみ判断される	第2条(d)	説明：第2条(d)の規定は、次に掲げるとおり、登録性に関する積極的要件を定めている。(意匠には、)「製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断される」特徴がなければならない。 意匠は、視覚によって完全に識別できるもの以外には適用されない。一度の視覚的な表示によって、当該意匠の内容がわかるもの以外は、良い意匠とはいえないと考える。見本又は図面により示される形状又は輪郭で、視覚的により確認可能で、かつ、視覚によって模倣されたか否かを認識できるものでなければならない」。<i>24 RPC 65 Pages 74,77 and 80</i> そもそも、意匠が訴えるべき視覚及び当該意匠を判断する視覚は、裁判所の視覚ではなく消費者の視覚である。法は、当該意匠の適用されていない物品に対して当該意匠を有する物品の外観を消費者が選択することにより生じる商業的価値に関して、当該意匠の所有者を保護することをその趣旨としている。したがって、意匠は好印象を与えるかを問わず、見る人の注意をひきつけることが考慮に入れられる。<i>(Amp V. Utilux (1972) RPC 103 pp107)</i> 「したがって、視覚に訴えるものとする要件は、物品の基本的な形に比べて、実に新規性に係る予備的な要件といえる。」<i>(Amp. V. Utilux (1972) RPC 103, pp107)</i>

		「顧客選好に影響を及ぼすか」の判断 視覚に対する訴えを検討する際に、Amp（注：Amp. V. Utilux (1972) RPC 103, pp107参照）は「顧客選好に影響を及ぼすか」の重要な判断を考案した。すなわち、「(視覚に) 訴えること」が意味するものにかかわらず、判断を下すのは顧客の視覚であり、裁判所の視覚ではない。ここで最も重要なことは、顧客に言及していることではなくむしろ裁判所が援助なくして自力で当該事項を適切に評価することができないという事実である。したがって、当該意匠が、機能性を目的に考案されたことを理由に視覚に訴えるものではないことの証拠が提示された場合は、当該意匠が適切な対象者を誘引することを証明する証拠が、当該意匠の登録性を証明する上で必要となる。適切な対象者とは、通常、一般社会の購入者であるか製造者であるかを問わず、顧客であり、消費者を含むこともできる。<i>[Benchairs Ltd. v Chair Centre Ltd. (1974) RPC 429 and Kevi A/S v Suspa-Verin UK Ltd. (1982) RPC 173]</i>
--	--	---

		顕著性の判断：視覚に訴えることは本質的に顕著性から構成される。 Ferrero and CspA's application (1979 RPC 473 HL)における問題の意匠は、チョコレートの内層で、当該意匠の不可欠な部分を構成するものであった。当該意匠は是認され、裁判所は「当該物品がその使用目的において使用された、すなわち卵が食べるために壊された場合にのみ視覚的に明らかになるとはいえ、当該意匠の特徴が常に示されていることが（当該意匠が認められた）根拠であることは極めて明白であると思われる」と判示した。 説明：内在的ではあるが、（当該物品の）使用時にのみ視覚的に認識可能な意匠の特徴は、意匠登録の対象となりうる。例えば、開閉式又はスライド型携帯電話の特徴や、冷蔵庫の室又はトレイなどに施された内装は、当該物品が閉じられた状態と併せて、当該物品の特徴として認められる。
商標の意匠登録対象からの除外	第2条(d)	1911年法第2条(2)に基づき、「意匠又は模様は商品の全体または当該商品の本質的部分を構成するものであるが、商標は、当該商品が特定の者によって製造又は販売されていることを表示するものであることから、商品とは区別され、かつ、異なるものである。したがって、意匠の模倣を商標の偽造とみなすことはできない」と判示された。<i>Narumal Khemchand v. The Bonbay Co., Ltd., (1914), 25 Ind. Cas. 998.</i>
		別の事案においては次のように判示された。「物品の形状をその商標としてみなすことはできない。形状は、インド特許・意匠法第2条(5)に定める「意匠」の定義に該当するものである。したがって、形状に係る意匠権の侵害は、インド特許・意匠法に基づき処罰されるべきであり、刑事訴訟に基づくべきでない。」 <i>Bhagirathi Marwari v. Bukshi Ram Sharma and Ors. Court of the Sub-Divisional Magistrate, Jamshedpur (1932). Re. Design NO. 14103</i>
		<i>Ampro Food Products 対 Ashok Biscuit works and</i>

		<i>Others AIR 1973 AP 71</i>では、「意匠と商標は異なるものである。意匠が必然的に製造された物品の本質的部分である一方で、商標は必ずしもそうであるとは言えない。意匠に商標は含まれない。」と判示された。
財産標章	第2条(d)	説明： インド刑法第479条に定義する財産標章は次のように定めている。 第479条: 当該動産が特定の人物に帰属することを表示するために使用される標章を、財産標章という。例えば、インド国鉄がその商品に使用する標章は、当該標章の所有者を容易に識別する上で、財産標章と呼ぶことができる。
表示	規則14	Pugh 対 Riley 1912 RPC 196では、意匠が必然的に何らかの図面又はトレーシングの性質を要する事が強調されている。 意匠法に基づき登録を受けることのできる意匠は、形状、輪郭、模様又は装飾等に関する何らかの着想又は提案でなければならない。意匠は、当該意匠が適用された物品が、当該意匠を構成する着想又は提案である固有の形状、輪郭、模様又は装飾を視覚に訴えるものとなるように、当該物品に適用できるものでなければならない。通常、意匠登録出願には当該意匠の表示、すなわち図面又はトレーシングの性質を有するもので、当該意匠を構成する着想又は提案を他者に伝達することのできる手段によるものが、添付されなければならない。つまり、当該図面を見ている者が、当該意匠の適用された物品の形状、輪郭、模様又は装飾をイメージできなければならないということである。
高等裁判所	第2条(e)	「高等裁判所」とは、1970 年特許法第 2 条(1)(i)においてそれに割り振られたものと同一の意味を有する。 <i>Civil Appeal No. 996-997/2010, M/s Godrej Sara Lee Limited 対 Reckitt Beckiser Australia</i>では、インド最高裁判所は上訴に係る高等裁判所は、コルカタ高等裁判所

		であると判示した。
意匠の所有者	第2条(j)	1911年意匠法第2条(14)(b)に定める範囲内において意匠を「取得」ということは、当該意匠の所有権の取得することを意味し、当該意匠を知ることのみを意味するものではない。[<i>Mohd. Abdul Karim 対 Mohd. Yasin and Anr. Allahabad High Court (1934) Re. Design No. 43516</i>]
		他人に実施させることを希望する ⁵ 織物に係る意匠の下絵を描き、当該意匠の織り方に関して特定の指示を一切与えずに当該下絵を織り手に伝えた者は、当該意匠の創作者とは認められなかった。[<i>(1933) 50 RPC 240</i>]
		2の人物がそれぞれ類似する意匠を創作し、相互に自己の創作作業を伝達していた場合には、いずれの者も単独で新規性又は独自性のある意匠の所有者となることはできず、またその意匠を有効に登録することはできない。[<i>(1953) 52 RPC 7</i>]
		<i>Pressler 対 Gartside (1933) 50 RPC 240</i> では、原告である最高経営責任者は、他人に実施させることを希望する意匠のインク画を描き、当該意匠に従って織物を製造するよう当該インク画を織り手に渡した。追加的な指示が与えられないままに、織り手は原告が満足する織物を製造した。織り手には、当該インク画が実施される特定の方法に係る特定の指示は一切与えられなかった。また、与えられた当該インク画及び指示に基づき、織り手が複数の異なるデザインを製作した可能性があることも証明された。したがって、当該最高経営責任者は、当該意匠の所有者として登録する権利が与えられる当該意匠の創作者とは認められないと判示された。
新規性又は独自性のある	第4条(a)	M/s Brighto AutoIndustries 対 Shri Raj Chawla (ILR 1978 (I) Delhi)においては、当該裁判所により、『新規性のある』とは、通常、従来のものとは異なり、当該創作者を起源とする独自性のあるものであると理解さ

⁵ 訳注: 原文では「wished to have worked out」となっていますが、下記記載文から「wished to have worked out」として訳しています。

	れている」と判示された。新規性については、最終的な判断を下すのは視覚であり、かつ、当該判断は一般的な視覚による印象に基づいて行われなければならない。その新規性又は独自性の認識を確保する上で、当該意匠と同一の意匠又は実質的に類する程度の意匠についても、先に公開又は登録されていないことが肝要である。既存の意匠に軽微又は微小な変更を加えた意匠は、意匠の性質及び採用された変更は本質的なものでなければならないことを考慮に入れ⁶、登録を受けることができない。登録可能であることを証明する上で、当該意匠全体が新規性を有することを示す必要はなく、新規性は当該意匠の一部に限定することもできる。ただし、当該部分に限定して登録が出願されている場合を除き、当該部分は重要なもので、かつ、意匠全体を十分に伝えるほどの効力がなければならない。」 さらに、意匠はそれが取引上の変形とは異なる本質的に新規又は創作的な何かで、当該取引において以前から趣向又は選択に関して一般的になっていたものによって⁷、以前から存在しているものと区別がつかない限り、新規又は創作的な意匠とは見なされないと判示された。 <i>Gammeter 対 Controller of Patents and Others (AIR 1919 Calcutta 887)</i>では、「意匠は、該当する意匠に類似しないことを条件として保護されるべきであり、新規性の判断は判事が2つの意匠を横並びにし、新規であると主張されている意匠が新規であるかを審査しなければならない」と判示された。 <i>Glaxo Smithlike Consumer Healthcare Gmbh & Co. KG 対 Amigo Brushes (2004 (28) PTC I Del)</i>では、裁判所は、次のように判示されたM/s B Chawla ‘ Sons 対 M/s Bright Auto Industries事件を引用した。「(上記参照) 新規
--	---

⁶ 訳注：原文では「the nature involved the change introduced」となっていますが、「the nature involved and the change introduced」として訳しています。

⁷ 訳注：原文では「which may have lost, been common matters of test or choice in that trade.」となっていますが、「which may have long been common matters of taste or choice in the trade」として訳しています。

	性及び／又は独自性のある意匠であると主張された鏡に関して、市場で入手可能な鏡の形状に模様等を付加したものは、新規性又は独自性のある意匠を有する鏡を構成しないと判示された。市場で共用され、且つ、よく知られている物品の形状の随所にカーブを付加することが、当該物品を新規性又は独自性のある意匠を有するものとはしえないとする見解が示された。さらに、市場で入手可能なバックミラーが長方形の形状を有し、丸い縁取りがされ、且つ、側面の幅がカーブ又は傾斜が施されていること、並びに、かかる形状にさらにカーブを付加することにより自らの鏡の意匠を意匠法に基づき登録した上訴人は当該意匠を新規性及び独自性のあるものとして主張し、且つ、被告による登録の取消の請求に対して、当該意匠の新規性の範囲及び性質を証明しなかったことに鑑み、原告の創作した意匠には新規性がなく、同様に独自性も認められないと判示された。 Glaxo Smithlike Consumer Healthcare Gmbh & Co. KG 対 Amigo Brushes (2004 (28) PTC I Del)で、裁判所は Hello Mineral Water Pvt Ltd 対 Thermoking California Pure, 2000 PTC 177を引用して、形態又は形状が新規であることのみでは不十分であると判示された。新規性とは、従前の構造には見られない要素又は古い要素の新しい配置の組合せを含む。 2006年S.L.P.(C)第16321号に基づく2008年民事控訴審第3185号のインド最高裁判所における判決で、インド最高裁判所は、法第4条に定める「新規性のある又は独自性のある」という表現は、登録された意匠が、いずれの場所においても公開されておらず、又は公知とされておらず、かつ、初めて発明された、又はいかなる他者によっても複製されていないことを意味する。当該意匠が創作的又は新規でないことを証明する責任は原告にある。原告は、ドイツの会社の書状に基づいて、ローラーを生産し、市場で販売したことを証明しようとし、当該ローラーが当該ドイツの会社又はその他の会社によりガラス板に複製されたことはどこにも
--	--

		言及されていなかったことから、原告は当該証明責任を果たしていない。当該ドイツの会社から所有権を取得していたとはいえ、ガラスに複製される意匠はインドでは初めて登録されるものであり、したがって新規性及び独自性のある意匠である。
公開	第4条(b)	2002(24)PTC449(Del) で報告された Rotela Auto Components (P) Ltd 対 Jaspal Singhでは、パラグラフ21において裁判所により次のように判示された。「...意匠法第19条又は第4条で使用されている『公開』という語句は、2000年意匠法では定義されていない。意匠がもはや秘密でない場合、当該意匠は公開されたものとみなされる。当該意匠が公衆に開示された場合、又は公知となった場合、当該意匠は公開されたものとみなされる。Russell Clarkeはその著書、産業意匠第4版の意匠権の41ページから42ページにおいて、 当該意匠が、 1. 公衆に利用可能であった、又は 2. 当該意匠の秘密を保持する義務を負わない公衆の個人に対して実際に示され且つ開示されていた場合には、 十分であり、且つ、公開されたといえる。 意匠が実際に使用されていることは必要ではない。実際に使用されたことが一度もなく、公衆に知られていたことを証明された場合にも、実際に使用されていた場合と同様、公開されていたと認められる。したがって、公開には次に掲げる2つの方法によるものがある。 a) 先行文献における公開 b) 先使用者による公開 Gopal Glass Works Ltd 対 Asstt. Controller of Patents and Designs [2006(33) PTC 434 (Cal)]で裁判所は、当該登録意匠の新規性を喪失させる公開による先行開示を構成するには、同一の物品に適用された意匠の無形の形式について公開が行われていなければならない。同等の視覚効果を有する同一の物品に当該意匠が適用されていることを明確に描写する写真又は明確な図が記載

		されたカタログ、パンフレット、本、ジャーナル、雑誌又は新聞における事前掲載は公開として十分である。 2003(26) PTC312 (PO) で報告されたVenus Industries 対 Magppie Expotsで長官は、1911年旧意匠法と同様に、2000年意匠法においても公開に関する明確な定義はなされていないとはいえ、インドに所在する者で当該意匠を自由に使用又は開示することのできる者に入手可能とされた意匠は、開示されたものとみなされる。 Glaxo Smithkline Consumer Healthcare GmbH & Co. KG 対 Anchor Health and Beauty Care Pvt Ltd,[2004(29)PTC 72 (Del)]では、裁判所は、「確かに僅かな進歩性によっても、新規の意匠を創作することはできるが、係属中の本件において、原告の顧問弁護士が指摘した、先行意匠に対する（本件意匠の）3つの改善点は、進歩性を有しておらず、且つ、当該意匠に新しい特徴をもたらすものでもない。...重要とはいえない変更をいくつか導入することのみにより、原告は、新規の意匠を登録することができ、且つ、当該意匠は既に公知となっている。」と判示した。
公開及び開示の効果	第4条及び第16条	2000(20) PTC 96では1911年意匠に基づき次のように判示した。意匠所有者による誠意ある他人に対する意匠の開示は、当該意匠の登録が当該開示後に行われた場合には、その意匠権を無効にするに足る意匠の公開とはみなされない。当該意匠が開示された当該他人が、当該意匠の開示における誠意に反するような形で、当該意匠を使用又は公開した場合、1911年意匠法第49条に定める法的擬制により当該意匠所有者以外の当該他人が行った意匠の使用又は公開は、意匠権を無効にするに足る意匠の公開とはみなされない。これにより、同法第49条は、所有者から誠意ある他人に対して意匠が開示された場合における、当該所有者の登録を維持し、且つ、保護するのである。同第49条において使用されている「開示」という表現を、本件の事実に照らして判断した場合、原告1が係争中の意匠の適用された椅子を、当該意匠の登録前に商品として販売している

		ことが分かる。本件の事実及び状況、並びに記録された資料における、原告1から原告2への登録前の本件意匠を有する椅子の販売又は登録出願前の事項に係る椅子の販売又は、同法第49条による保護対象でないことは明らかである。
周知意匠から有意に識別できる	第4条(c)	<i>Phillips 対 Harbro Rubber Co. (1919)36RPC 79 at P85(CA)</i>では、製造者は自由に、既に市場に存在する異なる複数の物品の重要な先進的な特徴を一以上持ち出し、その生産のために知力による精神活動を行うことなく組合せ組み込んだに過ぎない意匠を登録することにより意匠登録を取得することはできないことが明らかにされた。当該製品を既に製造している製造者は、不正な登録により、事業を行う必要に迫られ、独占禁止法の規制対象となる。物品の外形又は模様に対する若干の変更により意匠の登録が正当化されるとすれば、不当である。事業全体を阻害するだけでなく、他の者が当該物品を製造することを排除することにもなる。 とはいえ、<i>Clark's Registered Design (1896) 13 RPC 351 at page 362, (Lopes LJ)</i>では、2以上の周知の特徴の新しい組合せが有効な登録対象を構成することは（判例）法として確立された。しかしながら、このことは、当該組合せが進歩性を有し、且つ、装飾、模様、形状又は輪郭に関して、全体として新規性又は独自性のある創造物をもたらすことにより認められる。
廃止及び除外規定	第48条	2003 827) PTC 538(Bom)において報告されたFaber Castell Akitienesellschaft 対 Pikpen(P) Ltdでは、2000年意匠法第48条第2項の規定は、旧法に基づいて行われた登録等は引き続き有効であり、且つ、新法の対応する規定に基づいて行われたかのような効力を有すると明確に定めている。これは、意匠登録が引き続き有効であり、且つ、2000年意匠法第4条に基づき行われたかのような効力を有さなければならないことを意味する。それ故、議会の意図は、旧法に基づき行われたすべての行為を、新法の対応する規定に基づき行われたものとしてのみ、引き続き有効であり、且つ、効力を有する

		ものとするにであったことは明らかである。同法第48条に定める唯一の例外規定は、本法の施行時に裁判所に係属している訴訟は、本法が可決されなかったかのように、引き続き同裁判所で処理されるとする、同条第4項である。したがって、旧法に基づいて行われた行為はすべて、新法の制定後は、新法のみ準拠し、当該旧法は完全に廃止することを議会が意図していたことは明らかである。登録及び登録の取消に関する問題は、新法に基づき判断されなければならない。したがって、当該登録等を差止請求訴訟において抗弁の根拠として援用できるか否か及びその範囲についてもまた、新法を参照して判断されなければならない。 2005(30)PTC (Cal) (DB)で報告されたIAG Company Ltd 対 Triveni Glass Ltdでは、新法第48条第2項の定めるところにより、上訴人の登録が救済されることは間違いなく正当であると判示された。ただし、当該登録証は、新法の対応する規定に基づき発行されたかのようなものとして、引き続き有効であり、且つ、効力を有するとされた。 旧法に基づき付与された登録は、新法の施行後は、当該新法に基づき付与されたものとして、効力を引き続き有する。これにより明白に、当該登録には、新法第19条(1)に定めるものと同一の登録取消の理由が適用されることになる。これが新法第48条(2)の明白な解釈である。したがって、当該登録証は維持されるとはいえ、その効力の継続は、新法に定める取消理由が適用される。新法に定める取消理由は、旧法に定められていたものより実質的に広範で、且つ、包括的なものとなっている。 新法第48条第4項の規定は、本法の施行時に裁判所に係属している訴訟は、本法が可決されなかったかのように、引き続き同裁判所で処理されると定めている。例えば、2001年7月にカルカット高等裁判所に訴訟が提起され、新法が2000年3月に施行されたとする。この場合、当該訴訟は、新法の施行後1年3ヶ月
--	--	--

		が経過した後に提起されており、したがって、新意匠法第48条第4項の規定に定める係属中の訴訟とみなすことはできない。これは、同法第48条(4)の文言が非常に明確であり、且つ、多義的な解釈の余地を残していないことから、新法第48条(4)の率直な理解による明白な解釈となる。
--	--	---

付属書II

表示用紙における見本に関する新規性の主張及び権利の部分放棄

新規性の主張	a. 図示された灰皿の形状に新規性は存在する。 b. 図示された本棚の形状又は輪郭に新規性は存在する。 c. 図示された溝(A)及び突起(B)に新規性は存在する。 d. 図示されたサッカーボールの装飾的な表面模様に関し新規性は存在する。 e. 図示されたティーポットの花模様の装飾に関し新規性を主張する。 注：意匠の新規性は全体としてみた物品に存在するものであることから、表示の該当する箇所を新規性を有する箇所として強調し又は目立たせる必要はない。
部分放棄	a. 当該物品の構造の態様又は原理のいずれかを問わず、且つそれに係る機械の機械的作用及びその他の作用については、本登録に基づき権利を主張しない。 b. 物品の意匠に示される商標、語句、文字及び数字に関する専用実施権については、本登録に基づき権利を主張しない。 c. 物品の意匠に示される色彩又は色彩の組合せに関する専用実施権については、本登録に基づき権利を主張しない。 d. 表示用紙に示されるxxxxxxx etc.等の本題とは無関係のものに対する専用実施権については、本登録に基づき権利を主張しない。

表示用紙の見本

名称

全ページ数

— ページ

斜視図

図示された「ティーポット」の形状及び輪郭に新規性は存在する。

本物品の構造の態様又は原理を問わず、且つそれに係る機械の機械的作用及びその他の作用については、本登録に基づき権利を主張しない。

物品の意匠に示される商標、語句、文字及び数字に関する専用実施権については、本登録に基づき権利を主張しない。

日付：

出願人／代理人の署名
(署名者の氏名／名称)